

洞爺湖町議会令和４年１２月会議

議事日程（第３号）

令和４年１２月１４日（水曜日）午前１０時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 一般質問について
- 日程第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 議案第 39 号 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第 40 号 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 41 号 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 42 号 洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 43 号 洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 44 号 洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第 45 号 洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 46 号 洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 47 号 指定管理者の指定について（月浦運動公園）
- 日程第 12 議案第 48 号 令和４年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第７号）
- 日程第 13 議案第 49 号 令和４年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
- 日程第 14 議案第 50 号 令和４年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）
- 日程第 15 議案第 51 号 令和４年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）
- 日程第 16 議案第 52 号 令和４年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第４号）
- 日程第 17 意見書案第 9 号 物価高騰から暮らしと経済を立て直す施策を求める意見書（案）について
- 日程第 18 意見書案第 10 号 インボイス制度導入の延期（中止）を求める意見書（案）について
- 日程第 19 意見書案第 11 号 マイナンバーカード取得義務化につながる「健康保険証の原則廃

止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入
の義務化」の撤回を求める意見書（案）について

日程第 20 意見書案第 12 号 「学校部活動の地域移行」に関する意見書（案）について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 20 まで議事日程に同じ

出席議員（11 名）

1 番	越 前 谷 邦 夫 君	2 番	大 久 保 富 士 子 君
3 番	篠 原 功 君	4 番	大 屋 治 君
5 番	立 野 広 志 君	6 番	五 十 嵐 篤 雄 君
7 番	千 葉 薫 君	8 番	今 野 幸 子 君
10 番	石 川 邦 子 君	11 番	板 垣 正 人 君
12 番	大 西 智 君		

欠席議員（0 名）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 道 英 明 君	副 町 長	武 川 正 人 君
総務部長	高 橋 秀 明 君	経済部長	若 木 渉 君
洞爺総合 支 所 長	佐 野 大 次 君	総務課長	野 呂 圭 一 君
企画防災 課 長	佐 々 木 勉 君	税務財政 課 長	藤 岡 孝 弘 君
住民課長	後 藤 和 郎 君	健康福祉 課 長	高 橋 憲 史 君
健康福祉 センター長	末 永 弘 幸 君	観光振興 課 長	田 仁 孝 志 君
産業振興課 長兼新型コ ロナウイルス特別 対 策 室 長	原 信 也 君	環境課長	仙 波 貴 樹 君

上下水道 課長	篠原哲也君	庶務課長	兼村憲三君
農業振興 課長	片岸昭弘君	洞爺湖温泉 支所長	金子信之君
会計 管理者	金子真優美君	教育長	渋谷川賢一君
管理課長	高橋謙介君	社会教育 課参事	角田隆志君
社会教育 課長	原美夏君	代表監査 委員	山口芳行君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤久志	書記	阿部はるか
庶務係	木村暁美		

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は、10名であります。

篠原議員から遅刻の申出があります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、10番、石川議員、11番、板垣議員を指名いたします。

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第2、一般質問を行います。

本日は、1番、越前谷議員の1名を予定しております。

それでは、1番、越前谷議員の質問を許します。

1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 1番、越前谷でございます。

ただいまから、通告した案件について一般質問させていただきます。

毎回申し上げておりますが、一般質問というのは政策論争の場であるわけでありますから、できるだけ大局的に質問させていただきますが、案件上、具体的な細部にわたっての質問も若干あるかと思いますが、その点あらかじめお許しをいただきたいなと思います。

まず最初に、1点目ですが、令和5年度の予算編成についてお伺いいたします。

予算がコンクリート化されるのは、もう3月上旬にはなっているだろうなと思います。その後の3月議会では、もうコンクリート化されたものを審議するという形になるわけでありますから、私はあえて、これから予算編成に向けていろいろな課題を、令和5年度はどういうことをやるのか、その財源はどうなるのか、どの財源を充当するのかということこれから精力的に行政を進めていこうと思うわけであります。

洞爺湖町の将来像というものを前にも伺っておりますが、明確にしながら、輝かしい町にするための効果的な予算編成が求められるわけであります。

洞爺湖町の財政状況は、私は極めて厳しい財政状況にあるという思いを持っております。その厳しい財政状況の中で、難局を乗り越えていくためには、住民であるとか議会であるとか、あるいは行政が三者一体となって、そして共同型で、みんなで英知を結集して予算執行に当たるといった環境が求められるのであります。

私は、今回の予算編成に当たって、警鐘を鳴らすのと、それから注目すること、この2

点をしっかりと捉まえて質問させていただきたいと思うわけであります。そのためには、何といたっても融和環境の中で、さらには、逆を申し上げますと、行政と議会というのは切磋琢磨が必要だろうと思います。そして、いかに向上心を高めるか、あるいはまた輪の力、これはワールドカップで随分日本のチーム方々が言われたわけでありますが、輪の力というものも大きく高めることが重要であるだろうと。そういうことの一体感を持ってまちづくりを進めることが求められているわけであります。

予算編成に当たって、交付税の減額というものの見通しがあるだろうと思います。併せて、新型コロナウイルスの感染症によって非常に経済が冷え込んでおります。冷え込んでいるだけに、町税収というものももちろん落ち込むだろうと思われるわけであります。そういった中で、どういう課題を進めていくのかという予算編成が想定されるわけでありますが、私は特に伺いたいのは、その内容と予算と、事業を実施するに当たって財源はどの財源を充当するのかという裏づけをしっかりと持った上で予算編成もしなければならぬし、予算執行を考えていかなければならぬだろうと思うのですが、まず最初に伺っておきたいと思います。

洞爺湖町の財政状況はどう認識されておりますか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） ただいま1番議員から、洞爺湖町の財政状況ということでございます。

財政状況につきましては、歳入のほうは、自主財源である町税が人口減少や高齢化、新型コロナウイルスの影響もあり、先行きが不透明な状況であり、厳しい状況が見込まれるところでございます。地方交付税も普通交付税が合併算定替の終了や国勢調査人口の減などにより、今後も減収となることが見込まれるところでございます。ふるさと納税寄附金は、令和3年度は1億4,200万円で、昨年度からみて6,700万円が増額となっているところでございますけれども、潜在的な伸び代が十分あると考えておりますので、ここら辺のところをしっかりと基盤整備していきたいと思っております。

また、歳出でございますけれども、高齢者や障がい者、福祉関係費をはじめとする社会保障費である扶助費が増加することに加え、老朽化が進む公共施設の改修や電気料金等の値上げによる維持管理経費の増数、いわゆる金額が増えるということも見込まれるところでございます。そういったところで、大変厳しい状況を得ているところでございます。

また、事業を実施するに当たって、先ほどございましたけれども、財政負担を中長期的にどう考えるかといった点で、将来に向かって持続可能な財政を維持していくためには、様々な実効性のある行政改革も必要不可欠であると考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 一言で言って、洞爺湖町の財源は厳しいという認識であるということとは、しっかりと受け止めさせていただきました。

今まで、国が地域振興ということでいろいろな政策、施策を打ち出して、いわゆる1990年代というのはバブルが崩壊されて、何とか経済を盛り上げていかなければならないという

ことで、自治体に箱物建設を造るべきだというのが国の方針であったわけでありましたが、箱物を構えて、今、随分地方自治体というのは苦しい財政運営をされているわけでありまして。景気対策、景気対策といって、箱物にどんどん手をつけたことによって、維持管理費等々が膨れ上がったり、あるいはまた償還にも結びついてくるということで、苦慮しているのが実態かと思うのです。

洞爺湖町は、何といってもトップリーダーも変わったわけでありましてから、今まで以上にどういうまちづくりを進めていくのかということをしかりと住民にPR、アピールする必要性があるだろうなど。

しかし、今、我々、洞爺湖町の地域を見ても、人口減少などで閉塞感がある。今まで、国、道あたりに頼り切っていた面も大いにあったかと思うのですよ。それを国や道に頼るだけではなくて、真に地域にとって何が必要なのだろうかと。人口減少、あるいは少子化、高齢化という時代であるだけに、何が、今一番、洞爺湖町という自治体にとっては必要なのだろうかをしっかりと見極める必要性がある。

それから、これからまちづくりを進めていくに当たって、洞爺湖町にはどんな資源があるのだろうかといったものを認識した中で、洞爺湖町独自のまちづくりの戦略というものを考えて実施していかなければならない。ただ考えるだけでは駄目、行動に移すことが必要だ。

そういうことであるわけでありましてから、役場だけである意味でのビジョンというものをつくり上げて、それについて来いでは、これはまちづくりにとっては、まさにマイナスの路線を歩むことになるわけでありましてから、役場だけでなく、住民も議会もともに考えて、そして地域課題の処方箋というものを我々で見て努力をしなければなりません。その努力が求められている昨今であるだろうと思うのですよ。そういうことが重要であって、私は一番に触れさせてもらいましたが、三者一体で共同型のまちづくりを進めていくことが融和環境の中で極めて重要だと。

このことをしっかりと基礎にしながら、まちづくりを進めていかなければならないと思うのですが、そこで伺っておきたいのですが、そういうプロセスというものが必要でしょう。手法であるとか、方法であるとか、あるいはまた過程というものが大事だと思うのですが、そのプロセスをどう考えているか伺っておきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからプロセスということで、まずは三位一体、議会、行政、そしてまた地域、町民の皆様が一緒になってまちづくりを進めていく。そのためには、町の将来像をどのように考えていくかというのがまず大事なかと考えているところでございます。

その点で、ご案内にありますように、洞爺湖町の人口というのは、20 年後にはおよそ 4,200 人まで減少すると推計されております。この町の未来を支える子どもたちとこの町の経済を支える働く世代が推計どおり減少していきますと、就業者の著しい減少による生産消費の減少や高齢人口の割合、現状では高齢者率 42.9%前後、また 75 歳以上の後期高齢者が

24.4%程度の増加による医療費、介護費負担の増大など、幅広い分野での大きな影響を及ぼすということを理解しているところでございます。

この観点から、問題解決に向けては、子どもたちが笑顔で安心して成長していける町となっていくことが重要であると考えております。家庭や子育て世代に対しては、経済的支援を充実するとともに、移住支援と併せて、子育てしやすい環境が向上していくことにより、働く世代の転出を抑制し、転入にもつなげていきたいと考えております。

そういった面で、一方、将来予想で過半数以上占めていく高齢者の皆様には、安心して暮らせるために、高齢者の介護が必要となる状態を予防するための事業と併せて、保健、介護一体となった事業を実施することで、高齢者に向けた健康づくりと健康寿命の延伸を図る取組を進めてまいりたいと考えております。

日本は、健康寿命が世界一であると、ある研究でございます。2007年に日本で生まれた子どもについては、107歳まで生きる確率が50%あるという研究発表もございます。政府が2017年に、人生100年時代構想を発表いたしました。多様な働き方の中で、医療機関と福祉関係、事業者との連携により、高齢者の皆さんが安心して暮らせる地域づくり、そして長く住み続けられる地域を目指していきたいと思っております。

今、議員からご指摘のありました手法ということで、まずは町の将来像についてどのように考えていくか。これは、行政、また議会は議会で、そしてまた町としては関係団体、特に農協、そして観光協会、また漁業関係と日々の連携の中で、次世代の後継者を担っていくとかといった面で将来に向けてまちづくりを進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 意欲は理解できるから、答弁は完結をお願いしたい。

これから、予算が反映される優先順位、特にハード面のところを聞いておきたいと思うのですよ。私は、今回どういう優先課題になるのかなということで、6月に出た令和4年度の、リーダーが代わってからの執行方針を何度も読ませていただきました。

その中で、大きくうたっているのが何点かあるわけでありまして、それを今日、何点か取り上げて、基本的な考え方と実施状況、あるいはまた展望を伺っておきたいと思うのですが、まず一つには、子育て支援というものに随分力を入れているなど、これから行こうとしているなど。

それから、持続可能な脱炭素社会、これも随分力を入れる。というのは、持続可能な脱炭素社会の構築は、喫緊の課題であるという認識をしているということも執行方針でうたわれているわけでありまして、脱炭素の関係については、後ほど若干触れさせてもらいたいと思います。

それから、防災、減災対策、これは当然、前にも何度もこの場でも申し上げておりますが、命の尊厳というものを考えたならば、どう住民の命と財産を守るのかというのは、行政の最も重要な総論であろうと思いますから、その辺も後ほど触れさせていただきます。

それからふるさと納税、これも通告してあります。

それとSDGs、持続可能な開発目標ということで、全国的にも展開をしているわけですが、洞爺湖町というのはどうなのかなという思いがあるのですが、時間の関係上SDGsの持続可能な開発目標というのは、今日は割愛させてもらうということでございます。

今回、令和5年度の予算編成というのは、本家本丸の予算編成になるのですよ。6月は肉づけ予算ということだから、今回は令和5年の予算編成というのは、リーダーになって初年度の予算編成であるわけでありますから、私は、先ほどの警鐘等注目しているということで、若干伺っておきたいのは、昨日の一般質問でも明らかになっておりますが、特別会計の拠出金であるとか、額が約1億円アップされると、物価の高騰などによって。そして、子育て支援についても、今まで歴代の町長もやりたかったけれどもなかなかできなかった、そして予算編成にも苦慮した、あるいは関係者にも我慢をしてもらったということでありますが、代わったことによって、子育て支援には3,000万円ぐらい、令和5年度は新たに予算づけをするということになったわけであります。

一例を申し上げますが、例えば3,000万円新たに一般財源から充当するということになる、交付税措置される補助事業は約1億円の仕事ができるのですよ。4年間で4億円の仕事ができるのだけれども、少子化対策ということで、私も大事なことは理解できますよ。しかし、なぜ歴代の首長たちはできなかったのかなというのは、財政状況ですよ。これをしっかりと見極めてまちづくりを進めていかなければならないし、予算編成に当たっていかなければならないと思うのです。

当面の負担金はどうなるのか。これは財政課長のほうに伺っておきたいと思うのですが、来年度は、昨日も質問にありましたように、西いぶり広域連合の中間処理施設建設費で、3年間で11億8,451万6,000円ほど、洞爺湖町は負担金を出さなければならない。そして令和4年度は2億3,000万円何がしを出していると。令和5年度、来年度は6億3,100万円ほど負担金を出さなければならない。それと、令和6年度には3億1,900万円ほど出さなければならない。トータル11億8,400万円ほど負担金として見込まれている。これは建設費だけであって、解体費は含まれていない。

それと、今回のいろいろな、ロシアのウクライナ侵攻等々によって物価が高騰していると。物価が高騰するというのも、私は、おのずと負担金も増えるのではないかなという懸念をしている一人であります。

それと併せて、先ほど冒頭申し上げているように、新型コロナウイルスの感染症によって経済が冷え込んで、税収が落ち込むことになるでしょう。それから国の借金も、時間の関係で自分のほうから言いますが、1,255兆円ほどあります。膨れ上がっているのですよ、どんどんどんどん。最近では、防衛費の関係で1兆円新たに必要だということで、それは法人税からだとか、いろいろな税を取るようなことが新聞報道等々でクローズアップされておりますが、極めて厳しい財政状況というのが国も地方も降りかかってくる。そういった中で、負担金なども出して建設をしなければならない。

それと併せて、昨日、おとついでですか、明らかになったのですが、私は認識を深めたのですが、西胆振の消防通信指令共同運用協議会が設置されて、つくる方向で協議されて、決定をされたようであります、説明ありましたからね。共同指令センターというようであります、これも、来年度は180万円ほどでありますから、負担額というのは少ない。ところが、令和6年度になると1億1,442万2,470円、正確に言ったら。この負担金が出てくると。それから令和7年度はどうなるのかというと1億1,400万円ほど負担金ということが明らかになってくると。そうすると、洞爺湖で西胆振の共同指令センターに対しての負担金というのは、トータル2億3,000万円ほどになる。確かに70%の交付税措置は取られるけれども、ここでも6,900万円、約7,000万円の起債を組むことになる。借金を背負うことになるという状況です。

それと、後ほど教育関係のところで質問させてもらいますが、令和7年度には、当然複合型施設を建設するということになる。あるいは給食センターの建設もあるでしょう。まだまだ、進むにつれて建設計画というのは増える要素もないわけではないだろうし、ある意味で道路整備などももっとやらなければならない部分もありますから、起債を膨らませる事業というのが降りかかってくる。

先ほど、子育て支援だけで来年は3,000万円、補助事業を入れたら1億円になる。ところが、当初予算からいって3,000万円を必ずどこかに出さなければならないわけでありますから、私はしわ寄せがくるだろうと思うのですよ、どこかの事業に。その事業というのがどこにあるのか。どういう事業がしわ寄せされるのかということを考えれば、しわ寄せをしなければならないということで、歴代の首長などは、我慢するものは我慢してもらうということで今まで執行してきたはずなのです。これがリーダー代わったことによって、どんと跳ね返ってくるということは、私はいささか、本当にそれでいいのかなと思っているのですよ。

今回、10月6、7日でしたか、財務省の北海道財務局が説明に来て、私も研修を受けさせてもらいました。その中で注目するところは、洞爺湖町は将来の公債費の負担が増加懸念されると。したがって、財政調整基金も令和2年度の3分の2程度になると。大体自分を出してみたのですが、基金の資金繰りからいって、財政調整基金を充当するということになると、令和2年度から8年度までだけれども、来年度だから4年であっても、約5億円近い基金が今の流れからいって消えることになるのですよ。

後ほど触れたいのですが、ついでに税務財政課長に伺っておきたいのですが、洞爺湖町というのは、いわゆる海あり、山あり、湖ありで、山、有珠山、先日の一般質問でも取り上げられたようではありますが、あつてほしくない。だけれども、2000年の噴火から23年たっている。前回は23年で有珠山は噴火したのですからね。だとすれば、そういう災害を想定した中での財政調整基金というのは、ある程度確保しておかなければならないと思うのですよ、私は。したがって税務財政課長に伺っておきたいのですが、私は知っていますが、現在の財政調整基金は幾らで、そして有珠山の噴火災害等はあつてほしくないけれども、発生した場合に資金繰りするために、財政調整基金をどのくらい随時残しておくべきだということに

なっているのか、その辺を伺っておきたいなど。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 財政調整基金につきましては、財源調整のために欠かせない基金で、自治体の体力を示す基金であります。現在、令和3年度末での財政調整基金の残高でございますけれども12億5,500万円が残額でございます。

それから、今ご指摘ありましたように、噴火災害に備えるために財政調整基金を保有することは非常に重要だと考えておりまして、中期財政計画の中では、財政調整基金の保有は10億円の残を目指しているところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 今、税務財政課長のほうから、基金のことは約12億円あると。そして、有珠山噴火災害等々による対策費として保有するのは約10億円だと。だとすれば、2億円ぐらいより自由に補填したり、充当したりする基金はないのですよね。そういうことになるのですよ。

そういった中で、あれもやる、これもやる。私は心配でならなかった。だから6月議会に、リーダーに、「あなたはあまり焦らないほうがいい。これもやる、あれもやると、焦れば落とし穴がある」と言ったら、傍聴者の方々も不快感を抱いたようであります。私は心配しているのですよ。この町がどう行くのかなと。何をやるにしても、どのような事業をやるにしても、財源が必要なのです。その財源がどこから来るのかと。

先ほど申し上げたように、地方交付税はどんどん減額になってきている、国の借金からいっても、これからもっともっと地方交付税というのは減額になってくるでしょう。それと、新型コロナウイルスの発生によって経済が冷え込んで、町税収というのもどんどん下がるでしょう。では一体どうなるのよと。後でふるさと納税と言うのかも分かりませんが、その辺はふるさと納税のところで触れさせてもらいますが、そういうことを考えると、やはり首長に伺っておきたいのだけれども、簡単に答弁してほしいけれども、いかに歳出を抑えるかという戦略を組まなければならない。そうすると、どういう節約をするのですか、どういう節減をするのですか。このことを簡単に、簡潔に、答弁を求めたいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうから、令和3年度の財政調整基金は12億5,500万円、先ほど課長からもありましたけれども、中期財政計画では、令和8年度では基金のほうで3分の2ということで、まさしく議員おっしゃったとおりだと思います。

今回そのような形の中で、予算編成の基本方針ということの問いだと思いますけれども、その中でいきますと、第2期洞爺湖町まちづくり総合計画、さらには洞爺湖町中期財政計画に基づいて、限られた財源でございますので、計画的に活用していきたいと思っております。特に今回の令和5年度の予算編成に当たっては、議員、大変厳しい見通しの中で知見をいただいております。厳しい財政状況にある中において、今幾つかの形で担当課のほうに指示をしているところは、まずは令和3年度の決算状況、令和4

年度予算の執行状況を各課長のリーダーシップの下に十分精査分析し、予算要求に反映してほしいと指示しております。

また、事務及び管理業務の見直しによるアウトソーシングによる業務の合理化、効率化を積極的に推進してほしいと。さらには、令和3年度の決算、令和4年度の予算審議において、議会及び監査委員からのご指摘、要望事項について、未解決となっているものがあれば十分な検討の上、早急に改善して必要に応じて予算要求にも反映させていくと。

また、さらには、歳入は経済状況や国の動向に、まさしく今、議員ご指摘のとおりでございますが、そのような中で、町税等や一般財源の減少が懸念されることから、歳入獲得の手段の取組を柔軟な発想で、これまで以上に財源の確保に努めてほしいという指示をしております。

さらには、予算編成に当たっては、第2期洞爺湖まちづくり総合計画の実施事業を勘案すると同時に、計画上の事業があっても、財政状況により収支、延伸、年次割の変更、完成年度の延期、事業規模の圧縮も想定されるということで留意してほしいと言っております。

また、各特別会計、企業会計にあつては、昨日からも出ておりますが、一般会計からの繰出金が年々増加する中、財政運営に与える状況は非常に大きいことから、会計の設置の趣旨等を十分に踏まえて、独立採算制の基本を原則として安易に一般会計からの繰入金に依存することのないよう、健全な運営をしてほしいというような形で、今回の予算編成の基本方針をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） それで、税務財政課長に答弁をお願いしたいのは、トータル負担金の負担額はどのくらいになるのか。先ほど私も若干述べさせていただきましたけれども、広域ごみ処理の関係、あるいは共同指令センター等々、大きなあれがありますよね。それで負担金がどのくらいになるのか、令和5年度の見込額でいいです。

それと起債額、これは償還として借金を返済しなければならない。おおむねどのくらいの借金返済になるのか。その辺伺っておきたいなと思います。

時間の関係上、簡単にお願いたします。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 令和5年度の負担金の見込みでございますけれども、まず広域連合のほうで6億3,000万円ほど、それから、西胆振行政事務組合のほうで190万円ほどです。それ以外にも負担金ありますけれども、トータルして8億円から9億円ぐらい、補助金の額としては支出見込みでございます。

それから、令和5年度の起債の発行額の借入予定額は、予算査定中でございますけれども、恐らく発行額は10億円を超えるのではないかと、現在の見込みでは10億1,500万円ほど見えております。公債費の元利償還金については、9億1,000万円を見ているところです。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） ありがとうございます。

そういう財政状況だけに、しっかりと吟味した中でプライマリーバランスということをよく聞かれると思うのですが、収入支出のある程度バランスを取った予算編成を求めたいと思います。答弁は必要ありません。時間の関係上。

そういう予算編成をお願いしたいなど。借金は幾ら、預金は幾らあって、起債が幾らあって、そして借金は幾ら返していかなければならない、税収はどのくらいあるのか、あるいはまた、交付税はどのくらいになるのかといったことをしっかり基礎にしながら、予算編成を求めたいと思うのですよ。

次に進めさせていただきます。

私は、先ほど、執行方針の中で何点か伺いたいということで申し上げさせていただきました。ここでは、脱炭素のことを聞きたいと思うのですよ。

カーボンニュートラルということで、世界的に脱炭素ということで取組をしているわけですが、脱炭素社会を推進していくための先進地はどこの国ですか、日本ですか。どうか。課長お願いします。

○議長（大西 智君） 仙波環境課長。

○環境課長（仙波貴樹君） 世界一環境にやさしい町といいますか、カーボンニュートラルを推進している国としては、デンマークであると認識しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） やっぱり優秀な方は、さすが勉強しているな。

そうなのです。脱炭素で先進地はデンマークなのです。そしてデンマークは、企業と自治体が一体化を図って、風力発電に力を入れているのですよ。したがって、私は、ここで申し上げたいのは、いろいろ脱炭素とか何とか、地域社会というのは、自分も望んでいますよ。望んでいますけれども、やはり目標を掲げたら行動を起こさなければ駄目だと思うのですよ。これが大事なことだと思うのですよ。

日本の国でも、2024 年から 10 年間で約 150 兆円を官民で投資するということになりました。そのうちの 20 兆円は、国債発行です。何でも国債発行すればいいというものではないのですが、国債発行ということなのです。

そこで、伺っておきたいのは、電力の需給元というのは、ある程度三つに分かれるのではないかなと思うのですよ。それは一つには原発、二つ目は再生エネルギー、さらには火力発電ではないかなと思うのです。

それで、勉強しているから、課長、この辺は分かっていると思うのですが、電力の需給元の原発はどのくらいで、再生エネルギーはどのくらいで、あるいは火力はどのくらいであるかというパーセンテージは出していますか。

○議長（大西 智君） 仙波環境課長。

○環境課長（仙波貴樹君） 我が国の発電の割合についてでございますが、原子力発電につきましては全体の 6.2%、また再エネルギーが全体の 18%、火力については全体の 4 分の 3 に当たる 75.8%と認識しております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） 今盛んに脱炭素という社会を建立していかなければならないということで、政府あたりもいろいろな方策を考えているのだけれども、自分が心配するのは、電力料金の減を見込むために、原子力発電を再稼働するような声がどんどん上がってきていますよね。私は自分の理念の中で、戦争と原発は絶対反対だという立場を持っています。誰が何といっても、戦争と原発は絶対反対なのだという思いを持っております。

それで、今回、政府で見直したのは、政府というよりも委員会で見直したのは、40 年稼働が今度は 60 年までできるようになった。過日の新聞報道によると、泊原発というのは 30 年から 40 年ということになったのですけれども、これは今後どうなるのか。時間の関係あるから先に進みますが。

それで、政府は冬の節電要請をかけましたね、3 月末まで。数値目標なしであります、いわゆる北海道はどうなのかということ、余力は、電力は 3%までですよ。北海道は、1 月というのは非常に電気が消費される。だけれども 7.9%まで十分持つようでありますから、さほど心配ないのだけれども、我々道民も町民も、そういう意識を持って生活するようにしなければならないのではないかなという気がするのですよ。

余談になりますが、伊達火力発電所反対闘争。先ほど課長が答弁したように、火力の需給率が 75.9%。CO₂が増えて非常に生活環境を脅かすということで、伊達火力発電所反対闘争には、私も参加したのですよ。行くところまで行ってきましたが、その場所はいきませんけれども。こういう社会が来るだろうと、こういう生活環境になるのではないかということで火発闘争に反対した一人なのですが、政党の中では、勝利なき戦いには参加できないという政党もあった、その頃。私は残念に思っていた。何を言おうとしているかということ、50 年たって、やっと脱炭素だと。CO₂削減をしなければならないと。僕らは 50 年前に、もうこういう社会が来るだろうから絶対そうさせてはならないということで反対闘争をしたのですよ。今、時間の関係がありますから。

それで、国は、今まで森林環境譲与税というのが全国で約 840 億円になっているのですが、今回 2024 年度から森林環境税に変わるのですよ。これは納税者 1 人から 1,000 円取ると。そのことによって当然 840 億円以上の税収、試算でいうと 100 億円ぐらいの増税になると。国は収入になるとこういうことになっているようであります。

電気の需給の関係で申し上げますと、洞爺湖町においても電気の需要額というのは 1 億 5,000 万円あると思うのですよ。9 月議会で副町長が答弁されているので、これは間違いのないと思うのですよ。

今回ウクライナ等々の世界変革によって、行政の変革によって、物価高によって、3%ぐ

らい物価上昇率が上がるだろうと。だとすれば、1億5,000万円だとすると約4,500万円から1億9,500万円になる。そういう財政状況も、なおさら負担が出てくるような環境になるということを私はここで申し上げておきたいなと思うのですよ。

昨日、おとつい、リーダーに伺っておきたいのですが、脱炭素社会というのが、私もそれはそういう社会であってほしいという思いはありますよ。ところが、洞爺湖町で脱炭素社会のカーボンニュートラルをゼロにするということで、宣言を来月やると言った、1月に。新聞にでかでかと出た。怒られましたよ、私は。

どう怒られたのかというと「宣言はいい」と。私も思うのですよ、そういう社会になってほしいと思うから、宣言はいいのだけれども、「事前に議会と協議したのか、おまえら」と。「俺たちはどうなるのだ」というのは、どういうことを言おうとしているかということ、洞爺湖町の経済の土台というのは、何といても今でも観光産業だと思っている。洞爺湖の夏の風物、目玉というのは花火ですよ。冬はイルミネーションですよ。この花火、イルミネーションは、削減の大きな対象要因ですよ、全国の。

そうすると、洞爺湖町で宣言することによって、自ら花火の削減化、あるいは花火ゼロになるような対策をしなければならないと思う。イルミネーションも、この間も点灯式やってきれいだな、本当にきれいであった。あれも縮小しなければならないということになる。洞爺湖観光というのは、夏は花火が目玉ですよ。冬はイルミネーション目玉ですよ。そういうことを簡単に、リーダーは、質問されたら「はい、やります。宣言します」と、今言っているような環境はどこでどういう整理をされていくのですか。

企業に求めるものは何なのですか。住民に呼びかけるものは何なのですか。行政が取り組むことは何なのですか。こういうことをしっかりと地ならしして、議会とも十分協議を深めて、宣言をしましょうと言うならば、私はよく分かる。

ところが、質問されたら一気に「来月宣言します」と。そうすると、新聞にでかでか載った。宣言したら、またでかでか載るでしょう。載ると思うのです。だとすれば、「洞爺湖の風物の花火はどうなるのか、イルミネーションどうなるのか、おまえら、そういうことを考えないで宣言に賛成しているのか」ということを言われましたよ。事実、経営者だったら、そういう花火で生計を立てているような事業者だったら、それは当然出る言葉だと思う。

花火をどうしようとしているのか。イルミネーションをどのようにしようとしているか。脱炭素社会というのは、花火、イルミネーションを削減する、ゼロにする大きな要因ですよ。一助になっているのですよ。そのことを分かって言っているのだらうと思うのですが、簡単に「宣言します、来月します」と。どう地ならししているのですか、それを聞きたい。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） まず最初に、商工会、経済団体からのゼロカーボンシティ宣言の要望がございました。その中で、昨日、11番議員のほうから、花火等につきまして確認させていただきましたら、花火づくりですとか花火そのものには、確かにCO₂は出るところでございしますが、これは誤差範囲内だという認識でございます。その点で、全国におきましても

ゼロカーボンシティに対しての花火については誤差範囲内ということで承知をしているところでございます。

また、今ございましたが、まずは議会に対してということでございますけれども、確かに執行方針、あるいは6月の一般質問の中で、進めていきたいという形でお話をさせていただきましたが、先般もお話しましたように、まずは経済界のほうの要望、そしてまた北海道町村政策懇談会等におきましても、北海道の取組において普及に向けた支援体制ということで、今年度宣言することにより、より多くの北海道からの知見を得られると判断しまして、このたび、1月目標、そして令和23年度策定、再エネ、再生可能エネルギー導入、さらには地方公共団体実行計画区域施策編について取り組んでまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 今聞いていると、商工団体と言ったかな、そういうところから要望が出たと。それは、出ても、冒頭申し上げたように、プロセスを大切にしましょうと言ったはずですよ。そういうものがなされて、初めて宣言するというのが言えるのではないですか。そういうことを全くしないで、これは議会軽視も甚だしいですよ。自分も聞いていて、なぜそんな答弁するのよと。前向きに検討させてもらうとか、何とかであつたらよく分かりますよ。「宣言します」と、新聞にでかでか出た。呼ばれた、「ちょっと来てくれ」と。「議会も賛成したのか」と。「議会はまだ協議もしていません」と。「協議なしでこういう宣言をするのか」ということまでも言われましたよ。

どうですか。花火の事業をすることによって、どれだけの事業者が関わって雇用されているか。洞爺湖温泉にいるから、よく分かるでしょう。イルミネーションもそうでしょう。だから、簡単に意思表示をしないで、もう少し議会とも協議するとか、そういうことをしなかったら、落とし穴ありますよというのはそういうことなのですよ、焦らないで。どう責任とりますか。自分ら責任取れないよ、もう。新聞沙汰になって、1月に宣言しますと言ったら、呼ばれても弁解できないよ。「議会と協議しているのか」、「していません」、「お前ら何やっているのよ、チェック機能機関だべや」と。

これは、大変なことですよ。言え、きれいに、それこそ行政用語並べて答弁するけれども、実際、地域に入ってみたら、経営者の財政状況が厳しい。昨日も出ていました、11番議員から。返済が始まっていく、大変なのだと。その大変なのだという団体そのものが、花火に、イルミネーションに、何とか洞爺湖観光に躍進してほしいという願いが込められて花火が上がっている、イルミネーションを灯しているのですよ。

これどうしますか。1か所の団体から要望が出ましたから「はい、宣言します」と。やろうとしていることは自分も理解しますよ、そういう思いでいるとするならば。でも宣言するにしても、地ならしをしなければならない。協議をして、しなければならない課題が残っているのに、簡単にそういうことを言う。だから、私は6月も焦らないで落とし穴出てくるから、焦らないほうがいいと言ったのは、そういうことなのですよ。30分よりないから。

どうですか。宣言を取消しませんか。もう少し時間かけて、協議をして、宣言に結びつけるように努力しますという答弁いただけないですか。どうですか。

簡単をお願いします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員ご指摘ございました商工会、観光協会も当然入っている中で、いわゆる意志統一されたものとして要望を受けているところでございます。

花火については、若干認識の違いがあるかと思しますので、まず議会にはしっかりと説明責任をさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 越前谷議員、ちょうど1時間になりますので。

越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 今、花火に対する認識の違いがあると言うけれども、どういう認識の違いですか。上げてください、簡単に。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 花火につきましては、全国で見ますと、作成、あるいは発射した段階でのCO₂については誤差範囲だということで、環境に対してはCO₂の影響はないという判断を確認しているところでございます。

〔「もう一度ゆっくり」と言う人あり〕

○町長（下道英明君） CO₂については誤差範囲の影響で、必ずしもゼロカーボンに対する阻害はないと判断しているところでございます。花火は許容範囲だと感じているところでございます。

○議長（大西 智君） それでは、1時間経過しておりますので、ここで休憩いたします。再開を11時15分といたします。

（午前11時03分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午前11時15分）

○議長（大西 智君） 引き続き、一般質問を続けます。

1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 次に、自主財源確保のためのふるさと納税向上、あるいはまたブランド力の強化策について具体的に求めたいと思うのですが、時間がどんどん、あと28分ということになってきましたから、大まかな点を聞かせていただいて、また機会あるごとに質問させてもらいたいと思うのですが。

ふるさと納税というのは、恒久税ではないのですよね。永久に税金が幾ら入ってきて、コンクリート化されるということではないのですよ。それも本当は、総務課長から聞いたかつ

たのだけれども、ふるさと納税をすることによって住民控除額というのが、過去最高の5,672億4,000万円になっているのですね、控除されたのが、全国で。

税収減になっている1位というのは横浜市で、230億9,000万円ほど住民税が減少している。それから2位は名古屋で、143億1,500万円が減少しているのですね。それから3位は大阪で、123億5,900万円ほど控除されて税が減額になっているという状況にあるのですよ。札幌市は全国8位で66億3,900万円ほど減少になっているのですよ。

我々は、とにかく税金、ふるさと納税が入ってくるから、何とか入ってきてほしい、入ってきてほしいと思っているけれども、逆に、住民税の控除額で悩んでいる自治体もあるということ。したがって何を言いたいかというと、そういう税金だけに有効に、洞爺湖町なら洞爺湖町のためにも、町民のためになるような税の運用というのを求めておきたいと思うのです。

それで、ここでお伺いしたいのは、洞爺湖町では今現在で1億2,000万円ぐらいのふるさと納税があるということですが、私は、全国的にふるさと納税で喜んでいるところもある。なぜかという、北海道で初めて紋別市が1位になって約152億9,700万円。まあ、150億円も入ったら、返礼品を引いても相当な額が残るな。そういう税があるならば、いろいろなまちづくりの財源できるなということで喜ばしいと思う。さらには、根室市は全国の3位で146億5,000万円ほどある、第4位というのは釧路管内の白糠町で125億2,200万円ほどあるのですね。

洞爺湖町も、一生懸命、職員の方々も担当課も頑張っておりますから、期待はしていますが、急激に伸びるということの要素というのはあまりないのではないかなという気がするのですよ。というのは、返礼品にもよると思うのですよ。伸びているところの返礼品というのは、ほとんど海産物ですよ。

今回、公費を使って議員研修をやって、北上市に行きました。北上市での状況をちょっと述べさせてもらいますが、件数は減っているけれども、金額は伸びているというのですよ。それはどういうことかということ、お金持ちの方々をリストアップして、何とか北上市にふるさと納税をしてくれませんかというお願い事などを積極的にやっているということなのですよ。

洞爺湖町でもどうでしょう。お金持ちの皆さん方は、いろいろな人間的なつながりあるでしょうから、そういうお金持ちの方々がいるとするならば、そういった方々に、洞爺湖町はこういう事業をやりたいのだけれども、なかなか今のところできない状況であるだけに、ふるさと納税に協力していただけないかということの呼びかけを積極的にするべきだと思うのですよ。

それと併せて、ブランド力を強化するということが執行方針でもうたわれておりますし、私もそれに反対する何ものもない。だけれども、どういう手法でどういうブランド力を強化しようとするのか。時間の関係ありますから、端的に、簡単に、お願いしたい。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからご指摘いただきましたように、浅く広くというよりも、富裕層等も狙っていきたいと考えております。今回、1月からでございますけれども、ウインザーホテルの高級ホテル宿泊券ということで、250万円のふるさと納税で70万円前後の宿泊ということでやることになります。また、ヘリコプターの遊覧券ですとか、あるいは大手企業との連携ということでコンサドーレと、また、具体的にコンクリートしましたら議会のほうにもご報告させていただきますが、大手企業との連携等もございまして、今おっしゃるとおり、一つの単位を多くしていくといった動きもさせていただきたいと思います。それが、ひいてはブランド力にもつながるということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） ふるさと納税が、2020年度がこれまで最高であったのですが、2021年度で1,500万円ほど伸びているのですね。そして全国で、トータル的に8,302億4,000万円伸びているのですよ。北海道では、2020年対比でいくと1.25倍伸びている。そして1,217億4,700万円ほど伸びたのですよ。

だから、何を言おうとしているかということ、洞爺湖町もブランド力を高めて、ふるさと納税に結びつけるかということをしっかり吟味する、協議する必要があるのではないかと。私は、洞爺湖町の農産物等々を見ていると素晴らしい農産物、水産物がある。だけれども、洞爺湖町というのは海あり山あり湖ありで、アウトドアと連携をした返礼品に代わるような手法を取ることによって、風光明媚な洞爺湖町を売ることができるのではないかと。昨日も質問であったように、アウトドアの希望者が多くなってきているといったところに視線を向けて、ふるさと納税にいかに関わりつくかという協議というのは必要でないのかなという気がするのです。

そういうことで、ふるさと納税というのは恒久税ではない。一方では喜んでいますが、一方では困って泣いているような状態で、いつまで続くかということもまだ不透明さがございますけれども、取りあえず、税収を伸ばす努力というのは、住民も、職員も、行政も、議会も、三者一体となってやるのが洞爺湖町の健全財政を確保するための基礎になると思いますから、みんなで力を合わせていかなければならないなと思っております。

一言だけ、決意、長くて30秒。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） ありがとうございます。

今、新しい仕組みということで着地型ふるさと納税、さらには企業とのコラボした商品開発ということで、ワンショットでかなり大きく取れるような形で、町村会では14、15とかオホーツクの方は言っているのですが、負けた、勝ったと言っていて、実は140億円とか150億円の話を首長がしているので、そこまではいかなくても、原課とはできるだけ2億円、3億円と身の丈に合ったふるさと納税にしたいと思います。

すみません、1分ぐらいになりました。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） その意欲は買っておきましょう。結果が出るわけだから。

次に、防災減災対策について伺っておきたいと思うのですよ。

前危機管理室長も、自分は優秀な方だと思っていた。ところが異動になって、代わった現企画防災課長も、超優秀な方が配属されたということでございますから、防災に対して、減災に対して、安心してありますけれども、やはり何といたっても住民の生命と財産を守るのが行政の大きな総論であるわけでありますから、いかにして命を守るか、命の尊厳の大切さをどう、それこそ、みんなで守って確保していくかという手法が求められていると思うのですよ。

そこで、どうしたならば住民の防災意識が高まるかということが重要だと思うのですよ。有珠山噴火して、もう 23 年たっている。2000 年の有珠山噴火以降、我々はもう 23 年過ぎたからそろそろかなという心構えを持っていなければならないけれども、先日の一般質問でもあったように、訓練でも住民の参加者が少なくなってきていて、その現れというのは、意識が下がってきているかのように思えてならないのですよ。

そこで、今回この場で聞きたいのは、今マスコミ等々で報道されているのは、私は 9 月の議会でもやったのではないかなと思うのですが、いわゆる日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が起きる可能性は、政府も改正特別措置法を見直しましたよね。課長、うなずいているから分かっているのだと思うのですが、この間、胆振日高管内の沿岸 15 市町の緊急事業計画を策定したと思うのですよ。第 1 回目が開催されたと思うのですが、室蘭開発建設部が主催で、津波避難タワーの建設などを計画に盛り込む対策について情報共有し合ったということがマスコミ報道されていました。

それというのは、課長ご存じだと思うのですが、政府は 9 月末に特別強化地域自治体ということで、緊急事業計画をつくりなさいと。これは、もちろん洞爺湖町も入っているわけですよ。つくって、場合によっては、避難ビルであるとか、洞爺湖町といえば重要な避難路の整備などに取り組む際には、今まで国の補助率が 2 分の 1 であった。ところが、改正法によって 3 分の 2 に引き上がったわけです。3 分の 2 に引き上がったことによって、国もぜひ対策を講じてほしいという思いもあると思うのですが、事業を展開していくためには、今年度中に緊急事業計画を国へ提出した上で承認を得なければならないのです。これは間違いのないですよ。

そうすると、洞爺湖町では、執行方針にもうたわれておりますように、避難路を十分調査というか検証を図って、どういう避難経路で住民の方々を津波から避難させるのかということとを協議するということなのでしょう。それは大いに結構だと思うのですが、そういうもろもろのことをしっかりと受け止めて、洞爺湖町としてはどういう千島海溝・日本海溝の津波に、巨大地震に対応でき得る体制づくりをどう構築していくのかということが求められると思うのですよ。

洞爺湖町の実施する事業というのは、先ほど言ったように、今年度中に令和 4 年度中に事

業計画をまとめて承認得られるようなことしないと、令和5年度の補助はつかないということになっているのですけれども、間違いはないと思うのですが。

今まで法改正になる前は、洞爺湖町に打ち寄せてくる波は約 5.7 メーターと言われた。ところが、昨今の状況では 7.7 メーターまで膨れ上がった。そういう津波が打ち寄せることによって死者数はどうなるかといったら約 72 名の死者が出るだろうということが法改正によって明らかになっているのですよ。

したがって、何を言おうとしているかということ、住民の方々の命を守るためには、いろいろな事業も必要でしょうけれども、こういう命を守る事業の予算編成に積極的に反映させるという手法を私は取ってもらいたいと思うのですよ。

それからもう一つ、今騒がれているのは、後発地震と言われて、課長ご存じですよ。後発地震も、日本海溝だとか千島海溝などで地震が発生するということになったら、7.7 クラス以上のものが発生しても後発地震としてすぐどんどんと来ることではないというのです。後発は世界でも 100 回に 1 回だと言うのですよ。だけれども、100 回に 1 回がなったら困るのですよ。

そこで、後発地震に対する住民を守るための留意点というのはどういうことなのか、課長、お願いいたします。

○議長（大西 智君） 佐々木企画防災課長。

○企画防災課長（佐々木 勉君） まず緊急事業計画というお話でございます。

緊急事業計画につきましては、令和5年に実施する避難タワーとか、ご指摘のあった避難路というものを策定する事業が予定されているのであれば、その前に推進計画をまずつくらなければならないと。推進計画にのっとった事業計画に資する事業をそこに乗付けて、さらに緊急事業計画を立てなさいという位置づけでございます。

今、私のほうで確認しておりましたのは、緊急事業計画につきましては、今回一番最初に5年度予算をつけてやるのであれば4月に出しなさいと。4月までに受けなさいという位置づけで聞いております。その後、半年後に国のほうに承諾を得なければいけませんので、その辺もまた9月に改めて緊急事業計画が必要であれば、先に推進計画に基づいて、それに乗った事業についてやりなさいということで聞いているところでございます。

そして今、津波避難タワー等の建設等が本当に必要かどうかという検討についてでございますけれども、当町の海岸線は約 3,000 メートルございまして、200 人くらい避難タワーに避難できると仮定した場合、約 300 メートル置きに 10 基ほど必要になってくるところでございます。そして他町村の避難タワーの予算等を見ますと、約 1 基当たり 2 億円かかる試算でございます。それが単純計算でございますが、10 基と算定いたしましたところ 20 億円くらいかかるものもございまして。

そして当町の地形的な問題もございまして、37 号線沿いに、横という言い方が正しいかあるのですけれども、300 メートルほど国道沿いに歩くのであれば、300 メートルほど上へ上がっていただければ、浸水地域から外れるということもございまして、それらにつきまし

て、当町に避難タワー、避難誘導路の整備の必要性につきましては、専門家等の意見も聞きながらと考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） 避難タワーもそうだけれども、検討する余地があるのではないかなと思うのは、いわゆる都市圏でも浸水のおそれがあると、例えば東京あたりでも。今2度上がったことによって、アジアの島が消えてきているような状態ですよね。したがって、東京あたりは何を検討し始めたかという、かさ上げを検討し始めたのですよ、地球の温暖化対策の一環として。60センチから80センチ、高いところでは1メートル50センチにもなるかさ上げをしなければならないという検討に入っているのですよね。

だから、洞爺湖町としても、すぐ明日、明後日に避難タワーとか何とかとはならないと思うけれども、どうしたならば住民の方々の命を守ることができるのか、津波災害から身を守ることができるのかということを積極的に検討し始めてほしいなと思うのですよ。しなければならないと思うのですよ。

それと併せて、災害というのは必ずしも夏起きるということではない。冬起きることもあるでしょう。夜になることもある。そういう想定しながら、冬ならば、特に要介護の方をどういう対策を講じて命を守るのかということ。夜は夜でどうしたならば、冬はどうしたならば、夏はどうしたならば。そして、よく聞くのは、要介護の方を支援者ということで、福祉担当者も入れなければならないということになっているけれども、少なくとも3年に一遍は見直さないと駄目ですよ。というのは、3年たったら、3歳年いってしまうのだから、共助といって対策講じているのだということを言っても、3年たったら3歳年いってしまう、5年たったら5歳、だから切れ目なく見直しを図るのが重要だと思うのですよね。そういう対策をぜひ行っていただきたいなと思います。

時間の関係上、答弁は要らないから、そういうことで、そのほうが楽でいいでしょう。

それから、最後に、教育行政のところでもちょっと触れさせていただきます。

これは、リーダーにもしっかり耳に入れておいてほしいなと思うのは、これから教育行政を取り巻く環境の中でも大きな課題として、本町保育所と入江保育所との統廃合という複合型を進めると。私は、複合型というのは反対でない一人なのです。反対ではないのです。それも、人口減少とか、あるいはまた出生率に合わせたような複合型の保育所というものが求められるのではないかなという気がするのです。時間の関係もでございます。

財源のことをある程度懸念した中での質問させてもらいましたが、保育所を建てるにしても、場合によっては、これから給食センター建てるにしても、何ととっても、民間の力も導入しなければならないと思うのですよ。行政だけで建てるという時代ではない。

というのは、何を言おうとしているかという、全国的にPFI方式で取り組んでいる自治体が多くなってきている。したがって、洞爺湖町でも場合によっては、本州方面にあるように、建設も、管理運営も、全部民間にお任せするという自治体も増えてきているのですよ。

したがって、これから令和7年度までの建設計画に向けていろいろ作業が進んでいくだろうと思うのですが、財源等々を考えたならば、こういうPFI方式も検討する必要性があるという気がしてならないのですよ。これはメリット、デメリットあるかも分かりません。だからどういうメリットがあるのか、どういうデメリットがあるのかということをしっかり把握した中で、積極的な取組を求めたいと思うのですが、教育長、2分しかないのですが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 残り2分しかございません。そこでまとめていただきたいと思います。
渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） ただいま、保育所の建設に当たりまして、PFIの導入といったようなところでございますけれども、PFI事業とは、民間による資金調達により設計、建設、管理、運営を行う手法だと。行政は、サービス提供の対価として料金を支払うといったような仕組みかなと承知しているところでございます。

今回、議員からご指摘のありました保育所で、PFIの可能性はどうかといったようなところでございますけれども、やはり相手があることでございますので分かりませんけれども、民営化の視点というのは、建設後の運営についても考えていかなければならないなと思っているところでございますので、貴重なご意見を承ったということで確認をさせていただければと思います。

○議長（大西 智君） これで、1番、越前谷議員の質問を終わります。
一般質問は、これで終了いたします。
続きまして、会議のほうを進めさせていただきたいと思います。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大西 智君） 日程第3、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題いたします。

諮問理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所、虻田郡洞爺湖町洞爺町223番地1。

氏名、藤川知子氏。

昭和30年9月26日生まれでございます。

ご経歴につきましては、議案説明資料でご説明をいたします。

議案説明資料の1ページをお開きください。

学歴は、昭和51年3月に苫小牧駒澤短期大学食物栄養科卒業。

職歴は、昭和52年1月、北海道教育委員会奉職(栄養職員)、洞爺村学校給食センター勤

務。平成 18 年 3 月、洞爺湖町学校給食センター勤務。平成 19 年 4 月、洞爺湖町立とうや小学校(栄養教諭)。平成 28 年 3 月、定年退職をされております。

新任ということでございますが、ご経歴と知識を生かし、人権活動にご尽力をいただきましたことから、推薦をするものでございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） これから、確認程度の質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。

本件は、人事案件でありますので討論を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、諮問のとおり答申することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員であります。

したがって、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦については、諮問のとおり答申することに決定いたしました。

ここで、昼食休憩に入りたいと思います。再開を午後 1 時といたします。

(午前 11 時 47 分)

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

午前に引き続き、会議を進めていきます。

(午後 1 時 00 分)

◎議案第 39 号及び議案第 40 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 4、議案第 39 号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について及び議案第 40 号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書の 2 ページをご覧くださいと思います。

議案第 39 号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につい

て並びに、3 ページになります、議案第 40 号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを一括してご説明をいたします。

改正の趣旨につきましては、本年度の国家公務員の給与改定による官民格差に基づき、職員の給与水準が増額改定されたことから、これに準拠し、議会議員、特別職の期末手当の支給割合を 0.1 月増額改定するものです。

なお、改定に当たっては、本年分は 12 月支給分のみ 0.1 月分増加させ、令和 5 年度以降は 6 月と 12 月の支給割合を平準化とするもので、それぞれ 2.2 月分とする改正となっていることから、第 1 条において、令和 4 年 12 月の期末手当の改正を行い、第 2 条において、令和 5 年度以降の期末手当の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料によりご説明をさせていただきますので、2 ページをお開きください。

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表をご覧ください。

まず、第 1 条関係ですが、第 6 条第 2 項中、令和 4 年 12 月の支給割合「100 分の 215」を「100 分の 225」に改めるものです。

第 2 条でございます。令和 5 年以降の支給割合を 6 月と 12 月で均等となるよう「100 分の 225」を「100 分の 220」に改めるものでございます。

議案書の 2 ページに戻っていただきまして、附則をご覧ください。

附則第 1 項、施行期日として、この条例は公布の日から施行するものですが、第 2 条に関する規定につきましては、令和 5 年 4 月 1 日から施行するとしております。

附則の第 2 項は、令和 4 年 12 月に支給する期末手当の支給割合の改定については、令和 4 年 12 月 1 日から適用するものです。

なお、附則第 3 項につきましては、期末手当の内払についてのみなし規定でございます。

続きまして、議案書 3 ページになります。

議案第 40 号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてでございますが、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例と全て同様の内容でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、一括して質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論と採決をそれぞれ行います。

まず、議案第 39 号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、討論ありますか。

まず最初に、反対の討論を求めたいと思います。

5 番、立野議員。

○5番（立野広志君） 議案第39号の洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

議員の期末手当を0.1か月引き上げるという内容であります。今回の一部改正は、人事院勧告で職員の勤勉手当が0.1か月引き上げられたことに準じて議員の期末手当を0.1か月引き上げるというものであります。しかし、職員と違い、議員は人事院勧告に準じなければならない法的な規定はありません。

そもそも人事院勧告は、憲法28条で全ての勤労者に保障された労働基本権が争議権の禁止など不当にも制約されている中でその代償措置として国家公務員の給与を民間と比較した上で勧告するものあり、独自に決めることのできる議員の報酬については、これに準ずる必要のないものであります。

同時に、人事院勧告による職員の0.1か月の引上げは勤勉手当であり、議員にはない手当の引上げです。

以上のとおり、この議案に対しては反対をいたします。

○議長（大西 智君） 次に、本件に賛成の者の発言を許します。

討論ありますか。

11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 賛成の立場で討論させていただきます。

今、人事院勧告は法的な根拠がないという話で反対ですと言われておりましたけれども、過去、虻田町時代、また洞爺村時代もそうだと思いますけれども、基本的に報酬関係に関しては、人事院勧告の言われたとおり、高くなったり安くなったりするときはありますけれども、そのとおりにずっと何十年も行ってきたことでありますし、ここで今回反対すると、また次にどうなのか、また次もどうなのかと、そのときそのときで、議員というのは、特に町村議員というのはそんな高い報酬をもらっているわけでもないですし、そしてまた今回こういう形の中で、人事院勧告でやるということは、そのとおり我々は受け止めていったほうが今後将来的にもスムーズにいくのではないかなと思っておりますので、今回上がろうが下がろうが、要するに、人事院勧告の指摘どおりに議会側も進めていったらいいかなと思いますので、賛成いたします。

以上です。

○議長（大西 智君） これで討論を終わります。

これから、議案第39号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立多数です。

したがって、議案第39号洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、討論ありますか。

まず初めに、反対者の発言を許します。

5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） 議案第 40 号の洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

これは、さきの議案第 39 号に同じく、特別職についても人事院勧告に準じなければならない法的な規定はありません。あくまでも町の財政状況等を踏まえて独自に決めるべき内容であると考えますし、特に今の物価高騰の中、多くの町民が生活に困窮しているという状況の中で人事院勧告にただ従うだけで手当を引き上げるということはすべきではないと私は考えています。

そういう意味で、この議案第 40 号については反対をいたします。

○議長（大西 智君） 次に、本件に賛成の者の発言を許します。

討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで討論を終わります。

これから、議案第 40 号洞爺湖町特別職の議員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立多数です。

したがって、議案第 40 号洞爺湖町特別職の議員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 41 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 5、議案第 41 号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書の 4 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 41 号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について。

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

条例改正の趣旨でございます。

本年度の国家公務員の給与改定により官民格差に基づき、給与水準の改定を行うもので、給料つきましては、平均 0.3%の引上げ、勤勉手当については 0.1 月分の引上げ、令和 5 年度以降の勤勉手当の支給月数につきましては、6 月期と 12 月期で平準化する内容となっております。

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と同様に、適用時期が異なりますことから、第 1 条において、令和 4 年度に適用する給与の改定を、第 2 条において、令和 5 年度以降に適用する給与の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料によりご説明をさせていただきますので、4 ページをお開きください。

第 1 条でございます。第 24 条第 2 項の勤勉手当の総額について、再任用職員以外の職員にあっては、12 月期の支給割合を「100 分の 105」に、再任用職員にあっては「100 分の 50」にそれぞれ改めるものです。

次に、5 ページになります。

第 2 条関係でございます。第 24 条第 2 項の勤勉手当の総額ですが、6 月期と 12 月期の支給割合を平準化し、再任用職員以外の職員にあっては「100 分の 100」に、再任用職員にあっては「100 分の 47.5」にそれぞれ改めるものです。

議案書の 4 ページに戻っていただきまして、第 1 条における別表第 1、行政職給料表の全部改定は、次のページのとおり改定することとしており、若年層の在職する下位の号俸の増加割合を高くし、平均で 0.3%引き上げるものでございます。

最後に、4 ページ下段に、附則第 1 項、施行期日等として、第 1 条関係は公布の日から、第 2 条関係の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものですが、附則第 2 項により、行政職給料表の改正は令和 4 年 4 月 1 日から、勤勉手当の支給割合の改正は令和 4 年 12 月 1 日から遡及適用するものでございます。

次に、附則第 3 項につきましては、給与の内払についてのみなし規定でございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） 質疑として、3 件伺いたいと思います。

一つは、給与改定条例による勤勉手当の引上げにより、平均でどれだけ増額になるのかということ。それから二つ目は、勤務評価により支給される勤勉手当でなく、生計費を補充するための期末手当のほうを増額するという考え方はなかったのかどうかということが二つ目。そして三つ目は、条例改正では 30 歳代後半以降の職員については据置きというような状況になっているわけですが、公務全体のこれでは改善にならないと思うのですが、その点についてはどのように判断されたのかということ。この三つについてお答えいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 答弁お願いいたします。

野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） ただいまのご質問、3点でございます。

まず、1点目といたしまして、この引上げによって実施した場合の影響額ということなのですが、給与、勤勉手当、共済費含めて総額で831万5,000円が職員の給与増となっております。これを職員で割り返しますと5万5,000円程度の平均となっております。

次に、30歳代の引上げということなのですが、今回につきましては30歳中ぐらいからの係長職、1級から4級の低いところでの引上げということでございますが、こちらについて、それ以外の引上げについて考えはなかったのかというご質問なのですが、人事院勧告自体が民間企業における初任給の動向等を踏まえ、初任給を大卒3,000円、高卒4,000円に引き上げるということで、これを踏まえて20歳半ばに重点を置いて30歳半ばまでの職員が在籍する号俸について改定するというところでございますので、これに準じているところでございます。

もう1点、今回は勤勉手当だけではなく期末手当のほうも引き上げるという考えはないのかというところでございますが、こちらについても人事院勧告に準じて引き上げているという認識でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「あり」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） まず、本件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） あえて賛成の討論をするのですが、その中でも問題点を指摘しながら賛成したいと思います。

議案第41号の職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、物価高騰で国民の生活が厳しさを増している中で、町職員の賃金増となる条例の改定案でありますので、基本的には賛成です。

ただ、期末に支給される手当は、職員が生活をしていくために必要な費用を賄うための毎月の賃金を補完するものです。賃金は、労働者が生活をしていくことができる金額でなければいけないという生計費原則に基づくものでなければなりません。しかし今回、増額されるのは、勤務評定により決まる勤勉手当です。物価高騰で厳しさを増している状況の下で生活給である賃金を増額するというのであれば、勤務評定で決まる勤勉手当ではなく、勤務評定

などの条件なく、等しく増額される期末手当を増額すべきだと私は考えます。

勤務評定で決まる勤務手当ではなく、等しく増額となる期末手当を増額すべきとの問題点を指摘した上で、公務員の賃金水準は民間労働者の賃金に影響することから、そしてまた問題点はあっても、本町職員の賃金増となることから、町職員の給与改定の条例案には賛成します。

○議長（大西 智君） これで討論を終わります。

これから、議案第 41 号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員です。

したがって、議案第 41 号洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 42 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 6、議案第 42 号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書の 9 ページをご覧くださいと思います。

議案第 42 号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について。

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

条例改正の趣旨につきましては、本年度の一般職員の給与改定に準じて給与水準の改定を行うもので、給料は、平均 1.76%の引上げとなっております。また、近年の最低賃金の大幅な上昇等を勘案し、令和 5 年度から日額及び時間額で報酬を支給する会計年度任用職員の報酬額の算定手法を見直し、報酬単価の引上げを行うものです。

それぞれ適用年度が異なりますことから、第 1 条において、令和 4 年度に適用する給与の改定を、第 2 条において、令和 5 年度以降に適用する時間給の算定手法の見直しを行うものです。

第 1 条の別表の会計年度任用職員給料表の全部改正は、一般職員の改定と同様に、下位の号俸の増加割合を高くして、平均で 1.76%引き上げるものでございます。

次に、第 2 条は、議案説明資料によりご説明をいたしますので、6 ページをご覧くださいと思います。

第 2 条関係の新旧対照表でございます。第 5 条では、給料決定の基準を規定しており、第

4 項及び第 5 項において、パートタイム会計年度任用職員の日額及び時間額の報酬の算定手法を定め、給料月額を基にそれぞれ定める計数で割ることにより算出いたします。第 4 項の日額の場合は、「22」から「21」に、第 5 項の時間額の場合は「170.5」から「162.75」にそれぞれの計数を引き下げるものでございます。

議案書の 9 ページに戻っていただきまして、附則の第 1 項の施行期日等は、第 1 条関係は公布の日から、第 2 条関係の規定は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものですが、附則第 2 項により、会計年度任用職員給料表の改正は、令和 4 年 4 月 1 日から遡及適用するものです。

次に、附則第 3 項につきましては、給与の内払についてのみなし規定でございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） 今説明いただきましたけれども、会計年度任用職員の給与に関する条例の改定の説明資料を見ますと、比率だけが書いてあります。それで、实际的に今、会計年度任用職員の、例えば現在と改定後の給与の額はどのぐらい違うのか、それを示していただけないか。

○議長（大西 智君） 野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） ただいまの質問でございます。

会計年度任用職員の報酬額の改定によって、先ほど副町長のほうから説明があったとおり、平均 1.76% 引上げになるのですが、会計年度任用職員につきましては、号俸がございしますので、これに応じて 2,600 円から 4,000 円の引き上げになるところでございます。総額で、年額といたしましては 471 万 4,000 円を見込んでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 42 号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正に

については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 7、議案第 43 号洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書 11 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 43 号洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。

洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように定めるものでございます。

条例改正の趣旨でございます。

本条例は、経費のかからない制度、候補者の選挙運動の機会均衡といった選挙における立候補に係る環境の改善のため、令和 2 年の公職選挙法等の改正を受けて、昨年 9 月に新たに条例を制定したところでございますが、近似の物価変動等を鑑み、公職選挙法施行令等が改正され、国政選挙における対象となる経費の上限額の引上げが行われましたことから、洞爺湖町におきましても国に準じた取扱いとなるよう改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料によりご説明をさせていただきますので、7 ページをお開きいただきたいと思います。

第 4 条は、選挙運動用自動車の公費負担額及び支払手続を規定しておりますが、第 2 号のアで規定する選挙運動用自動車を借り上げた場合の 1 日当たりの借上料の公費負担の上限を「1 万 5,800 円」から「1 万 6,100 円」に改めるものです。下の段から次の 8 ページにかけて、第 2 号のイで規定する燃料費の 1 日当たりの公費負担上限額を「7,560 円」から「7,700 円」に改めるものです。

第 8 条では、選挙運動用のビラの作成の公費負担額及び支払手続を規定しておりますが、1 枚当たりの作成単価の公費負担の上限を「7 円 51 銭」から「7 円 73 銭」に改めるものです。

11 ページ、第 11 条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続を規定しておりますが、1 枚当たりの作成単価の公費負担の上限額の算定基礎となる金額を「525 円 6 銭」から「541 円 31 銭」に改めるものでございます。

議案書の 11 ページに戻っていただきまして、附則第 1 項、施行期日として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

また、第 2 項、経過措置として、この条例は公布の日以後、初めてその期日を告示される選挙から適用するものでございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 43 号洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号洞爺湖町議会議員及び洞爺湖町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 44 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 8、議案第 44 号洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書 12 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 44 号洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正について。

洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

条例改正の趣旨につきましては、令和 4 年 9 月 13 日に公衆浴場入浴料金の統制額の改定が北海道により告示されまして、令和 4 年 10 月 1 日から施行されておりますことから、洞爺湖町といたしましても、洞爺いこいの家の利用料金及び一般入浴事業に係る入浴券の料金改定を行いますとともに、高齢者入浴助成事業に係る入浴施設への支払額の改定を行うとするものでございます。

今回の改定は、大人の料金についてのみ 30 円を引上げ、480 円とするものでございます。また、高齢者入浴に対する入浴施設への支払額につきましても、30 円引上げ 420 円に改定するものでございます。

詳細は、議案説明資料により説明をさせていただきますので、10 ページをお開きください。

初めに、洞爺湖町洞爺いこいの家条例新旧対照表でございます。別表の利用料金の表中、

入館料の大人の利用料金を「450 円」から「480 円」に改め、回数券の利用料金を「4,500 円」から「4,800 円」に改めるものです。

次に、11 ページ、洞爺湖町一般入浴事業に関する条例新旧対照表でございます。第 5 条第 2 項第 1 号中、10 回券 1 綴り「4,500 円」を「4,800 円」に改めるものです。

次に、同じく 11 ページ、洞爺湖町高齢者入浴助成事業に関する条例の新旧対照表でございます。第 5 条第 1 項中、入浴料「390 円」を「420 円」に、助成額を「240 円」を「270 円に」改め、第 6 条の入浴施設への支払額を「390 円」を「420 円」に改めるものでございます。

議案書の 12 ページに戻っていただきまして、附則の第 1 項、施行期日といたしまして、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則第 2 項、経過措置といたしまして、この条例の施行の日の前日までに購入した回数券、または入浴券は、この条例の規定による 1 回当たりの料金、または入浴券との差額を入浴施設へ現金で支払うことで使用することができるとするものでございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） ちょっと確認させてください。

今、いこいの家条例の一部改正と、それから高齢者入浴助成事業に関する条例の一部改正という形で、二つの条例改正が提案されておりまして、いこいの家については、公衆浴場が道の規定に基づいて 480 円に大人だけ 30 円上げるということで分かりましたが、高齢者入浴事業の関係では、新旧対照表で見てみましても、従来から値上げする分について直接的に高齢者の負担にはならないという取扱いになっているのかなと思うのですが、その辺と、それから道のほうでは、今年 10 月 1 日に施行されているのですけれども、町としては来年 4 月 1 日からこれを施行するというような中身になっておりますが、この辺の時期のずれというのは何か理由があるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） まず、ただいまのご質問の中で、高齢者に関わる料金の設定、見直しについての根拠といえましょうか考え方についてというところでございました。

これまでも 4 度の高齢者の入浴助成の部分の規定については改正を見てきているところではございますけれども、洞爺湖町の実情を鑑みまして、あくまでも高齢者福祉の向上、健康増進等の部分の支援策を踏まえまして、これまでも 150 円の料金といった部分については据置きとしてきたところでございます。

それから、改正の時期といったところでございます。こちらにつきましては、公衆浴場に定めるものについては、原則として 10 月 1 日の実施に伴ってということでの規定になっているところではございますけれども、同じくこれまで 4 度の改正の中におきましても、当町

といたしましては、あくまでもこの金額に準じての改正につきましては、翌年の4月1日の適用という形でこれまでも改正を見た中で適用させていただいてきたものでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、議案第45号洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 続きまして、議案書の14ページをお開きいただきたいと思います。

議案第45号洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正について。

洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

条例改正の趣旨でございます。

少子高齢化が急速に進む当町において、子育て世代における医療費の負担軽減を図り、子どもたちを取り巻く保健衛生の向上を促進するため、現行の中学生までの医療費無償化の対象年齢を高校生まで拡大する所要の改正を行うものです。

また、本条例の改正に伴い、乳幼児等の医療費助成と同様の基準により助成を行う重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例についても、対象年齢を拡大する改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料によりご説明をさせていただきますので、12ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、題名は、助成年齢の引上げに伴い、条例の題名中「乳幼児等」を「子ども」に改め、同様に第1条から第3条及び第5条中「乳幼児等」を「子ども」に改めるものです。

第2条、用語の定義において、助成の対象を18歳まで広げることから、第2条第1項第1号中「満15歳」を「満18歳」に改め、条文中の文言整理を行うために、同項第2号中の「養育」を「監護」に改め、第3条、受給資格者の条文中「国民健康保険法第1116条の2」を「国民健康保険法第116条の2」に改めるものでございます。

議案書の14ページに戻っていただきまして、附則第1項の施行期日といたしまして、この条例は令和5年8月1日から施行する。

附則第2項、経過措置は、令和5年8月1日以前の期間に対応する受給資格者については、なお従前の例によるものとするものです。

附則第3項の洞爺湖町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、議案説明資料の14ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

題名及び本則にある障害という害の漢字の字句につきましては、他に危害を与えるという意味も有しますことから、悪いイメージを与えてしまうために、法令名称などを除き表記をひらがなに改めるものです。

第2条の定義ですが、引用条文中の特定に必要な条項を加え、乳幼児医療等医療費助成に関する条例の一部改正と同様、条文中の文言整理を行うものです。

第3条、助成の対象及び第4条、助成の額につきましても、助成の対象を18歳まで広げることによる文言整理を行うものでございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） まず、議案第45号の14ページにうたっているわけではありますが、一般質問でも答弁されているかと思うのですが、改めて対象者の総数と、それからどの財源から充当するのか。それと総額は幾らで、15歳から18歳までにすることによって上げ額の総額をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 3件ほど。

後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 医療助成の拡大に伴います高校生までの対象予定人数でございます。人数としましては、対象者数で174名ほどを見込んでございます。対象者数における医療費の増額、支出見込予定額としましては、270万円ほどを見込んでございます。また、これに伴いまして、システムの改修費というのが予定されているところでございますが、それにつきましては、来年度予算に計上する予定となっておりますが450万円ほど想定してございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） もう1点、財源のほうを。

藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） 財源につきましては、今行っている中学生までの医療費も過疎対策事業債のソフト事業を財源としておりますので、拡大後も過疎債のソフト事業で考えているところです。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 条例の条文の中の字句の改正の点で1件だけ確認したいのですが、現行では保護者の第2条の2項で乳幼児等を養育するというので「養育」という言葉を使っていますよね。それが今回、第2条の2項には子どもを「監護」とするというふうになりました。これにはいろいろ深い意味合いがあるのだらうなと思っているのですが、その辺の用語の変更の理由について説明いただけますか。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 今回の改正に合わせまして、条例の部分を1条ずつ改めたところでございます、この部分に関しましては、北海道の医療給付事業の中で一定程度の標準例というのが示されてございます。その標準例の中で、この部分の条項につきましては、養育ではなく監護と。また、近隣の市町村の動向も確認させてもらったところなのですが、この条文については、監護という言葉が適切ではないかというところでございます、確認する意味も込めまして改めて改正を盛り込んだところでございます。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） 監護というのを調べてみると、親の権利義務、子どもの面倒を見る責任があるというようなことが書いてあるのですが、養育という言葉と監護という言葉のどこが違うかと。多分、例えば今の子どもの様々な家庭内の虐待も含めて、そういった社会的事情を反映して表現を変えた部分もあるのかなと思っているのですが、それはないのですか。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 今回の改正に合わせまして、先ほども申し上げましたが、町の考え方としては、ここの部分に関しては、養育ではなく監護という考え方が適切ではないかという判断に至ったところでございます。

○議長（大西 智君） 1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 同じところで気になっているところがあるのですよね。「障害」ということを漢字で今まできたのだけれども、今度は「障がい」とひらがなにしたのは、制度的なものなのか、どうなのか。いやいや、あなたに聞いているのではないから。それをちょっと伺っておきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 「障害（がい）」の「害（がい）」の表記の文言の改正でございます。

時代の流れでございまして、障害福祉の関係も含めまして、明らかにこれだという明記にしないというものではございません。ただ、近隣の動向でありますとか、国の動向も踏まえまして、障害福祉の関係からも、ひらがな表記にする時代の流れというものがございまして、近隣の動向も踏まえまして、「害」という漢字がひらがなに変わるという時代背景もございまして、今回改めて「害」の漢字をひらがな表記にさせてもらいたいということでご提案させていただきます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

6 番、五十嵐議員。

○6 番（五十嵐篤雄君） 今財政の質疑もありまして、財源の面でもできるという確約の下、医療費の拡大の中身については賛成するものでありますけれども、この条例も変わるからいいのかなと思いますが、用語の定義の中で、「乳幼児とは」と言って、15 歳に達する日という定義をしているのです。定義をすれば、これは変わるから、子どもに変わるからいいようなものですが、乳幼児を満 15 歳までというような定義をするのかというのが、変わるものだから今さら言ってもしょうがないですけれども、乳幼児という言い方をして定義をすれば 15 歳でも乳幼児と言うのかと、とっても不思議に思ったものですから、変わりますからいいのですが。

同時に、子どもとなったときに 18 歳ということで定義して、子どもということで展開をしていますけれども、例えば 18 歳といっても選挙権がある段階で、子どもという言い方が通例上何歳までを言うのかも私は定かではありませんが、表現が難しいのであれば、私は年齢でしっかり区切ることで文言の中に対象となる子どもだとか乳幼児だとかという文言を使わない方がいいのかなとちょっと思ったものですから、これでおかしくはないですが、ちょっとどうかなと思ったので、このことを確認ということで伺いたいと思います。見解でもいいです。

○議長（大西 智君） その辺の見解、答弁お願いしたいと思います。

後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 過去の経緯を申し上げさせていただきたいところなのですが、もともと北海道医療基準ということで、乳幼児の医療費助成という制度が当町としても条例を制定して始まったところなのですが、平成 27 年 8 月の改正のときに、15 歳まで中学生まで拡大というところで、乳幼児から 15 歳までです。もう既に乳幼児ではございませんので、広げたということで「乳幼児等」という形で、などということで設定したところでございます。

中学生までで乳幼児というのが正しいか否かというのは、いろいろご意見あるところなのですが、確かに窓口で接しまして、15 歳で乳幼児は適切ではないのではないかとご意見も確かにいただいていたところです。ただ条例でございまして、乳幼児という形で今

まで行ってきたところでございます。

現在、北海道の各自治体の趨勢としても 18 歳まで結構医療費助成を拡大しているところ
はございます。そういうところもございますので、各市町村の動向、この関係の条例も見さ
せていただきましたところ、子どもという形が適切ではないかという判断に至ったところで
ございまして、このように「乳幼児等」を「子ども」という形で設定させていただいたとこ
ろでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 45 号洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正についてを
採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号洞爺湖町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部改正について
は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 46 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 10、議案第 46 号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型
保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書 16 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 46 号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部改正について。

洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を
改正する条例を次のように改正するものでございます。

条例改正の趣旨でございます。

子育て支援の充実のため、保護者の経済的負担軽減の一つである保育料完全無料化に向け、
令和 5 年 4 月 1 日より町内保育施設の利用に係る料金、いわゆる保育料と副食費、一時預か
り保育に係る全ての料金をゼロ円とするため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料によりご説明いたしますので、18 ページをお開きください。

第3条、利用者負担額でございます。3歳未満児に係る保育料の額をゼロ円とする改正でございます。

第4条、利用者負担額の徴収及び第5条、利用者負担額の減免については、保育料がゼロ円となりますことから、各条項を削り、現行の「第6条」を「第4条」とする改正でございます。

議案書の16 ページに戻っていただきまして、附則第1項、施行期日といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行する。

第2項、経過措置としまして、改正前の条例によってなされた処分等については、改正後も効力を有することを定めております。

第3項、準備行為は、条例の施行前であっても保育所の入所手続など必要な事務について、改正後の条例に基づき行うことができることを定めております。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） まず2点について伺います。

今回の条例改正は、大変私も賛成するわけですが、文言の中で条例としてこういう書き方がまずいいのかどうか、ゼロという表現ですね。ゼロというか、むしろ免除するとか、何かもっと適切な言葉がなかったかなという気がするのですが。

もう一つ、2点目は、今回、町立の保育所については、保育料、副食費含めて無料にするわけですが、そうすると、私立幼稚園などに対しては町としては何らかの支援を行うのかどうか。保育所は無償だけれども、幼稚園はかかりますよということにならなければいいなと私は思うのですけれども、その辺の幼稚園に対する対応というのはどうなるのか、この二つについて伺います。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介） まず1点目のゼロという表記、こちらは私のほうも全国的に保育料をゼロとしているところの自治体の例が少なく、いろいろ調べた結果、何件かございました。その先進的な条例を見ると、ゼロというような表記をしているということから、それを準用させていただいたということでございます。

あと、幼稚園の関係でございますけれども、幼稚園は既に国の政策のほうで3歳以上無償化となつてございますので、同様の対応は既に取られているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 幼稚園は全額でしたか。入所費用だけではなかったですか。例えば町

のように副食や様々な費用を含めて免除することになるのでしょうかけれども、幼稚園の場合も同様に行われているということで間違いないですか。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介） 幼稚園のほうも、一部通園バスとかといったような部分は別にかかっているようではけれども、保育料というかといった部分については、国のほうから給付されているところでございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 46 号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 46 号洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 47 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 11、議案第 47 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書の 17 ページをご覧くださいと思います。

議案第 47 号指定管理者の指定について。

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次の候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせる施設。

所在地としまして、虻田郡洞爺湖町月浦 44 番地 42。

名称、洞爺湖町月浦運動公園でございます。

指定管理者に指定する団体。

所在地が、虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉 133 番地 7。

名称、特定非営利活動法人、洞爺にぎわいネットワーク。

代表は、理事長、福井政吉氏でございます。

指定する期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5か年でございます。

詳細は、議案説明資料でご説明いたします。19ページをご覧いただきたいと思います。

選定方法は、公募による選定でございます。公募したところ、現在の指定管理者である洞爺にぎわいネットワークの1団体から応募がありました。指定管理者選定委員会からも、これまでの経緯と実績を踏まえ選定が妥当との判断をいただき、指定するものでございます。

施設の概要は、記載のとおりでございます。

管理運営費といたしまして、年間535万円を予定しております。

指定管理者として指定する団体の概要についても、記載のとおりでございます。

事業の概要といたしまして、本施設の指定管理受託のほか、西山・金比羅火口散策路管理業務、ワンストップサポート事業などを行っております。

一番最後の20ページをご覧ください。

20ページの事業計画は、各項目につきましても記載のとおり定めているところでございます。

一番下の収支計画では、指定管理料として年間430万円を計上しております。

なお、指定管理の合計額を債務負担行為として、この後の補正予算に計上させていただいております。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 議案第47号の指定管理者の指定についてということは、何ら問題はないと思うのだけれども、ただ、公文書として、管理運営費用を載せなくてもいいのかなというのが、ちょっと疑問に思うのだけれども、間違っているかな。こちらのほうでは535万円とうたっているでしょう。その額を今回の47号の議案に載せなくてもいいのかということなのですよ。いつもそうだったかな。指定した場合は金額まで載せていたように記憶しているのだけれども、どうですかその辺。

○議長（大西 智君） 説明をお願いします。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 指定管理につきましては、指定管理を指定する議会の議決ということで、従前、議案としては額を載せない形で、このような形式で議案提案をさせていただいたということでございます。

○議長（大西 智君） 1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 今までの指定管理をしているところは全部こういう取扱いですか。

自分、金額まで載せていたという記憶は持っているのだけれども、どうですかその辺。

○議長（大西 智君） 再度質問なのですからけれども、答弁。

若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） ただいまの件でございますが、過去のものを調べさせていただいて確認の上、後ほどご答弁させていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

6 番、五十嵐議員。

○6 番（五十嵐篤雄君） 私も、選任について異議があるわけではございませんが、参考資料の収支計画で収入支出とも同額になっている計画ですが、プラスマイナスの発生が出た場合の取扱いはどのようなのでしょうか。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 収支のほうなのですけれども、これまで 430 万円の委託料とグラウンドの使用料ということで収入を見ていまして、ある程度の黒字ベースとはなっておりますが、バランスの取れた収支となっておりまして、この辺はこれからの 5 年間ということも同様で見ているところでございます。

○議長（大西 智君） プラスマイナスの件。

田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 申し訳ございませんでした。

例えば赤字決算になった場合などは、補正対応というのを検討しながら対応していきたいと考えております。

○議長（大西 智君） プラスになった場合ということもあったのですけれども。

田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） これまでもそうですけれども、プラスになった場合に対しましては、特別というか、そのまま黒字ということでの対応をさせていただいております。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） これは、先だっの一般質問にも関わるのですが、売上が 1,000 万円以下の事業者については、今度、来年 10 月からインボイスの取扱いとしなければ不利益を受けるということになるのですが、そのときにも担当の職員の方に調べていただくようお願いしたのですが、今回契約を結ぶ事業者については、年間売上というのはどのくらいの金額なのか。仮に 1,000 万円以下ということになると、自治体との関係でいくと、町側からインボイスを発行してあげないと事業者としては消費税の負担が非常に重くなるということになるわけですが、その辺の確認はしていますか。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） この事業者とも打合せはさせていただいておりますけれども、現在は非課税対象ということでございます。今後、収入が増えてきたときには、税理士等と相談しまして、きちっとした事務処理を進めていくということでお話を伺っているところでございます。

○議長（大西 智君） 5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） だからこそ、免税業者なわけでしょう。そうすると、町から事業を受けて仕事をする場合に、町のほうもインボイスを発行してあげないとまずいわけですよ。それは、国のほうも、そういうことで各地方自治体に対して万全の対応をするようにということで出しているはずなのです。それがなければ、税理士が入ったところで、必要な書類がなければ手続きできないわけですから、その辺ももっとしっかりちょっと。

例えば今回の契約金額の中に、これが増えれば、さらに消費税の負担分も増えるのでしょうけれども、別な意味で消費税の負担のかからないような支援策を考えると、何かそういったものがなければ事業者のほうでは結構な負担になってくるのではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（大西 智君） 立野議員、今回、管理者の指定に対しての質疑なので、その辺のインボイスの関連でどういう見解をもっているかというのは、今即答できないのであれば、後で答弁ということで考えてもらってもいいのですけれども。質疑として……。

立野議員。

○5 番（立野広志君） 契約金額を上乗せすれば、当然その分また負担が増えるわけで、それに代わる何か支援策を考えたほうがいいのではないですかということを一つは提案しているわけで、今回の金額そのものがどうこうということではないのですが、その辺も含めて考えているのかどうかということなのです。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 今のインボイスの関係でございますけれども、自治体としても登録番号を取得した中で対応していくということで予定してございますので、そういった対応でやっていきたいということで考えてございます。

○議長（大西 智君） 野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） ただいまのインボイスの関係で、事業者が一般会計のほうについてインボイスの手続をしていなければ不利益を被る場合もあるというご質問なのかなと思うのですけれども、一般会計のインボイスの手続につきましては、今後 3 月 31 日までに手続を進めますので、そういったところはないという認識でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 47 号指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 47 号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。
ここで、休憩といたします。再開を午後 2 時 30 分といたします。

（午後 2 時 15 分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き、一般議案を続けていきます。

（午後 2 時 30 分）

◎議案第 48 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 12、議案第 48 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書 18 ページをお開き願いたいと思います。

議案第 48 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 7 号）でございます。

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,345 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79 億 8,465 万 6,000 円とするものでございます。

第 2 条、債務負担行為につきましては、22 ページの第 2 表中、水産雑物処理広域協議会負担金が 1 点でございます。期間は令和 5 年度としまして、限度額を 143 万 6,000 円として債務負担するものでございます。次に、洞爺湖町月浦運動公園管理業務に係る指定管理料でございます。期間は令和 5 年度から令和 9 年度までとし、限度額を 2,150 万円として債務負担するものでございます。

18 ページに戻っていただきまして、第 3 条、地方債の補正につきましては、事項別明細書の中でご説明をいたします。

12 月会議の補正予算は、人事院勧告に伴う給与の支給割合の改定、電気料等の高騰による光熱水費や応急的な修繕費の増などを中心に計上してございます。

詳細につきましては、事項別明細によりご説明をさせていただきますので、4 ページ、5 ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

15 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金の増額は、障害児施設措置費負担金、補助率 2 分 1 でございますが、児童デイサービス等の障害児給付費の増によるものです。

2 目衛生費国庫負担金の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、10 分の 10 ですが、オミクロン株の個別接種に係る経費でございます。

2 項国庫補助金 3 目衛生費国庫補助金の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で、3 回目のワクチン接種体制整備に係る経費です。

5 目土木費国庫補助金の減額は、民間大規模建築物耐震改修事業補助金で、事業費の確定によるものです。

16 款道支出金 1 項道負担金 1 目民生費道負担金の増額は、障害児施設措置費負担金、補助率 4 分の 1 でございますが、児童デイサービス等の障害児給付費の増によるものです。

2 項道補助金 1 目民生費道補助金の増額は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金で、報酬改定に伴う障害福祉システムの改修費に伴うものです。

3 目農林水産業費道補助金の増額は、地域づくり総合交付金の内示額決定によりものです。

5 目土木費道補助金の減額は、民間大規模建築物耐震改修事業補助金で、事業費の確定によるものです。

6 目消防費道補助金の減額は、地域づくり総合交付金の内示額の決定によるものです。

3 項委託金 1 目総務費道委託金の増額は、統計調査費委託金で、就業構造基本調査の調査区域増加に伴うもの及び北海道知事・北海道議会議員選挙費委託金によるものです。

6 ページ、7 ページをご覧ください。

17 款財産収入 2 項財産売払収入 1 目土地売払収入の増額は、町有地、青葉及び成香ですが、土地の売払収入でございます。

19 款 1 項 1 目繰入金の増額は、財政調整基金繰入金で、財源補填による繰入れ及びみんなの基金繰入金で、三豊フレンドリーツアー等の中止による事業費繰戻しによるものでございます。

21 款諸収入 5 項 3 目雑入の減額は、社会教育事業等参加負担金で、新型コロナウイルスの影響により中止となったフレンドリーツアー参加費等でございます。

22 款 1 項町債につきましては、併せて議案書の 22 ページをご覧ください。

第 3 表になります。地方債補正の表中、橋梁長寿命化事業につきましては、6 目土木費、道路橋梁債で、限度額を変更前 3,420 万円から 250 万円増額して、変更後 3,670 万円にするものです。湯元橋修繕工事の資材費の高騰による事業費増によるものです。議案書の同じく表中にございます洞爺中学校体育館耐震化事業につきましては、8 目教育費、学校教育施設等整備事業債で、限度額を変更前の 280 万円全額を減額してゼロ円とするものです。洞爺中学校体育館の非構造部材耐震化改修事業に係る実施設計の取りやめによるものでございます。

説明資料の 8 ページ、9 ページに戻っていただきまして、歳出になります。

1 款 1 項 1 目議会費の増額は、議会運営事業で給与改定及び支給割合の改定によるものです。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の増額は、一般管理事業で、給与改定及び電気料の高騰に伴うものです。

4 目物品集中管理事業の増額は、物品集中管理事業で、庁舎内の消耗品の単価増等によるものです。

5 目電子計算管理費の増額は、情報管理事業で、13 節使用権許諾料はリモートデスクトップライセンス追加費用 10 件分の追加、17 設備品購入費は個人番号カードマイナポイント申請用のパソコン等の購入、18 節西いぶり広域連合負担金は価格高騰緊急支援給付金に係る臨時特例給付金のシステム改修に係る広域連合への負担金です。

7 目財政会計管理費の増額は、財政会計管理事務事業で、令和 3 年度社会資本整備交付金、公営住宅ですけれども、清算に伴う返還金です。

11 目交通安全対策費の増額は、交通安全対策事業で、カーブミラー等の修繕、新設によるものです。

4 項選挙費 2 目町長選挙費の減額は、町長選挙で令和 4 年に実施した洞爺湖町長選挙の執行残でございます。

10 ページ、11 ページをご覧ください。

4 目北海道知事・北海道議会議員選挙費の増額は、令和 5 年 4 月執行予定の知事、道議の選挙経費でございます。

5 項 1 目統計調査費の増額は、統計調査事業で、調査区の増に伴うものです。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費の増額は、社会福祉管理事務事業で、給与改定及び 10 節印刷製本費は、令和 5 年 4 月 1 日から一般入浴券料金が改定になりますことから、入浴券の印刷に伴う増です。

2 目高齢者福祉費の減額は、在宅高齢者支援事業で、高齢者運動会の中止によるものです。

3 目心身障害者特別対策費の増額は、障害者地域生活・自立支援事業で、報酬改定による障害福祉システムの改修に伴う西いぶり広域連合への洞爺湖町負担分です。

5 目社会福祉施設費の増額は、洞爺地区集会所管理事業で、電気料金の高騰によるもの及び富丘集会所のポンプ修繕、香川コミュニティセンターの体育館のボイラー修繕に伴うものです。

6 目後期高齢者医療費の増額は、後期高齢者医療事業で、令和 3 年度における療養給付費負担金の清算に伴うものです。

次に、12 ページ、13 ページになります。

4 項児童福祉費 2 目児童特別対策費の増額は、児童特別対策事業で、放課後等デイサービス利用回数の増によるものです。

5 項保育所費 2 日常設保育所費の増額は、常設保育所運営事業で、会計年度任用職員 2 名、これは月額の方の追加、給与改定及び電気料の高騰によるものです。修繕料は、三つの保育所、入江、本町、桜ヶ丘のそれぞれの修繕に伴うものです。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生管理費の増額は、2 として、虻田地区健康福祉センター等運営事業で、電気料の高騰及び住民等へのコロナウイルス対応に伴います電話料金が増えたと。3 として、洞爺地区健康福祉センター等運営事業で、電気料の高騰に伴うものです。

2 目予防費の増額は、予防接種事業で、会計年度任用職員の給与改定、集団接種業務に係

る消耗品の増、ワクチン接種案内に係る郵便料の増などによるものです。また、保険料の増額は、10月から12月実施分の医療従事者保険料、予防接種委託料の増額、個別接種に係るワクチン接種費用、自動車借上料は集団接種送迎用バス・タクシーの借上料となっています。

14ページ、15ページをご覧ください。

4項清掃費1目清掃管理費の増額は、花美館維持管理事業で、電気料の高騰によるもの。

6款農林水産業費1項農業費4目畜産振興費の減額は、畜産振興事業で、事業の中止に伴うもの。

5目農業センター費の増額は、会計年度任用職員の給与改定によるもの及び電気料の高騰によるもの。

3項水産業費1目水産業振興費の増額につきましては、水産振興対策事業として、1点目の水産雑物処理広域協議会負担金は、伊達市、洞爺湖町、豊浦町が連携し、養殖ホタテガイに付着するイガイ、ザラボヤ及びへい死貝等の処理に関する解題や方策を検討する水産雑物処理広域協議会への負担金。2点目の漁具洗浄施設給排水設備整備事業補助金は、虻田漁港内の漁具洗浄施設の給排水設備の更新に伴う経費をいぶり噴火湾漁業協同組合に補助するものです。

7款1項商工費1目商工振興費の増減額につきましては、まず1として、商工管理事務事業で月浦ワイン&グルメ祭りの中止による減、2として、道の駅等施設維持管理事業で道の駅とうや湖の保管庫修繕、照明器具等の修繕、道の駅あぶたの照明及び柱の修繕、トレイルセンターの基盤の修繕による増、3として、地域振興事業で問合せホームに係るホームページ改修による増となっております。

16ページ、17ページでございます。

2項観光費2目観光施設管理費の増額は、4として、洞爺湖観光情報センター等管理運営事業で電気料の高騰による増、12として、パークゴルフ場管理運営事業で会計年度任用職員の給与改定による増、13として、洞爺・水の駅管理事業でトイレ等の修繕による増、14として、洞爺地区温泉源管理事業で電気料の高騰による増、16として、洞爺地区湖畔及び公園等維持管理事業で電気料の高騰による増及び曙公園木橋修繕等によるものです。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費の増額は、2として、虻田地区の道路橋梁保守事業で電気料の高騰による増、4として、橋梁長寿命化計画修繕事業で湯元橋の修繕工事における資材費の高騰による増となっています。

3項1目河川費の増額は、河川管理事業で、令和4年8月の大雨による壮瞥川、洞爺川、堤川の流木土砂堆積を浚渫するための工事費となっています。

18ページ、19ページです。

4項1目公園及び緑化費の増額は、電気料の高騰によるもの。

2目湖畔公園緑化費の増額は、温泉・月浦地区環境整備事業で、会計年度任用職員の給与改定によるもの、電気料の高騰による増及び公園トイレ、除雪機の修繕によるものです。

6項住宅建築費1目建築指導管理費の減額は、建築指導管理事業で、事業費の確定による

もの。

2 目住宅管理費の増額は、町営住宅管理事業で、電気料の高騰によるもの及び修繕、郵送料の増によるものです。虻田地区で緊急的な修繕による増として 106 万 6,000 円、それから洞爺地区の退去時修繕の増によるということで 153 万 4,000 円ほどでございます。

9 款 1 項消防費 2 目災害対策費の増額は、災害対策事業で、ハザードマップの郵送料の執行残です。

20 ページ、21 ページをご覧ください。

10 款教育費 1 項教育総務費 3 目諸費の増減額につきましては、1 として、教育推進事業で中学校全道大会参加報償金、これは洞爺中学校で柔道をやっている子どもです及びスクールカウンセラー利用時間の増によるもの、3 として、教育活動支援事業は町内小学校バイオリン演奏会の実施による報償費の増及び新型コロナウイルスの影響により授業中止に伴う補助金の減となっています。5 の箱根町中学生親善交流事業は新型コロナウイルスの影響による事業中止のための減。

4 目教員住宅管理費の増額は、教員住宅維持管理事業で、ストーブの修繕等によるもの。

2 項小学校 1 目小学校管理費の増額は、小学校管理事業で、会計年度任用職員の給与改定によるもの、感染対策用の消耗品購入、燃料・電気料の高騰及び温泉小学校、非常放送設備の本体交換、虻田小学校の体育館の煙突修繕等によるものです。

3 項中学校費 1 目中学校管理費の増額は、中学校管理事業で、会計年度任用職員の給与改定によるもの、燃料費・電気料の高騰、洞爺中学校の便所の配管修繕等及び虻田中学校の舗装修繕等によるものです。12 節の実施設計業務委託料の減額については、洞爺中学校の体育館非構造部材耐震化改修実施設計の取りやめによるものです。

22 ページ、23 ページをご覧ください。

4 項社会教育費 1 目社会教育総務費の減額は、英国青年ボランティア事業で、新型コロナウイルスの影響により英国青年の受入れが中止されたことによるもの。

2 目社会教育奨励費の減額は、社会教育奨励事業で、新型コロナウイルスの感染によって三豊市との小学生交流事業であるフレンドリーツアー中止によるもの。

3 目社会教育施設費の増減は、1 として、児童会運営事業で会計年度任用職員の給与改定に伴う増、2 として、社会教育施設維持管理事業は会計年度任用職員の勤務時間数減に伴う減及び電気料の高騰による増、3 として、洞爺総合センター管理事業は、会計年度任用職員の給与改定に伴う増及び電気料の高騰による増、4 として、洞爺湖芸術館管理運営事業は、会計年度任用職員の採用人数の減による減、それから館内の菌類の除去に伴う修繕料の増、特別展借用作品の返却に伴う運搬委託料の増及び洞爺湖芸術館フェンス補修工事の執行残に伴う減となっています。

4 目図書館費の増額は、読書の家維持管理事業で、電気料の高騰によるものです。

24 ページ、25 ページでございます。

5 項保健体育費 2 目体育施設費の増減額は、体育施設運営事業で、会計年度任用職員の勤

務時間数増による増及び利用者数の減に伴う運行委託料の減額となっています。

3 目給食施設費の増額は、1 として、洞爺給食センター運営事業は、消耗品、燃料費の価格高騰による増及び蒸気ボイラー軟水器の交換に伴う修繕料の増、2 として、虻田給食センター運営事業は、会計年度任用職員の給与改定に伴う増、電気料等の高騰による増及び蒸気管修繕に伴う増、備品購入は配膳台等の購入によるものです。

12 款 1 項 1 目給与費の減額は、一般職給で育児休業等に伴う減、それから勤務手当は支給割合の改定に伴う増、共済組合負担金は育児休業等に伴う減となっています。

13 款 1 項 1 目予備費として、2,591 万 1,000 円の増額です。

26 ページ、27 ページ、最後のページでございます。

14 款 1 項新型コロナウイルス感染症対策費 2 目経済対策費の減額は、商工支援対策事業で、事業費確定による執行残。

3 目衛生対策費の増減額は、1 として、公共施設等感染症予防対策事業で、健康福祉センター健診室エアコン設置工事の事業確定によるもの、2 として、図書等感染症予防対策事業は備品購入に伴う設計変更による増、3 として、新型コロナウイルス感染症集団感染医療機関等支援対策事業は、洞爺湖町内の対象施設におけるコロナウイルスのクラスターの発生に伴う支援助成金で、こちらは 17 名、1 人当たり 3 万円、51 万円の支出助成となっております。

以上、ご提案をいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） それでは、何点かお伺いしますが、最初に、事項別明細書の 7 ページですが、ちょっとこれは状況を伺っていないので確認したいのですが、土地売却収入として青葉・成香地域の所有地を売却したということなのですが、売却理由は何なのか。要因について伺いたいと思います。

それから、同じ 7 ページの下の方に、教育債の減額分があります。歳出の分でも後で聞きますので、減額の理由について説明いただきたいと思います。

それから、15 ページですが、商工費でいつも気になっているのですが、ここに地域振興事業ということで、ホームページ改修業務委託が出ています。ホームページの改修は分かるのですが、実は町のホームページというのはまだまだ必要な、調べたいと思うときにそこまでヒットするのが結構大変なのです。それで検索しても出てこないし、その点でもっと何か見やすいというか、この町はどんな取組をやっているのだ、例えば特産品にしてもそうですし、まちづくりにしてもそうですし、あるいは今回出たような乳幼児医療無料化であるとか、そういうまさに町として外に向かって多くの方々に伝えたいこと、若い人たちが関心を持って知りたいと思うこと、そういうようなことをすぐ見られるような、町の特徴を表すような、検索というか、そういう部分も必要なのかなと気がするのです。どうもば

らっとして、よく分からないと。

一番、私、最近気になったのは、パブリックコメントで、今何をやっているのかなと思ったら、分野ごとに分かれていて、なかなか出てこないのですね。まとめて出てこないのかと、意見募集という形でもという気がしたのと。

それからホームページだけではなくて、今、町ではLINEをやっていますよね。ところがこのLINEが4月10日に一回発信され、8月17日にまた一回発信され、一番最近では11月18日です。僅か3回ぐらいしか出ていないのですよ。LINE始めましたと言っている割には。ところがLINEも結構見ている人たちがいると思うのだけれども、登録者もいると思いますよ。だけれども、こんなに期間空けて情報を、それも大した情報ではないのです。例えば4月10日、町長選挙始まりますという情報でした。それから、8月はコロナのことかな、道のほうではこういうコロナ対策をしてくださいという内容ですというようなものが出てきたり、11月も大して、見て、ああ、そうかと思うぐらいで、大した関心持てるような内容でなかったのも、こういうツールを気ままに使っているなど。もうちょっと計画的に組織的にできないものかなというのを非常に感じます。

そんな意味で、ホームページの改修もそうなのですが、町民向け、あるいは町外に向けた情報発信の在り方について、ホームページをどういうふうに変えるのか分かりませんが、変える中身について説明いただきたいと思います。

それからもう一つ、21ページの中学校費、洞爺中学校の体育館の耐震化の取りやめ、耐震化の実設計設計ですか、取りやめ。私、この前も洞爺中学校でちょっと防災授業をさせていただいたのだけれども、体育館のつり天井はやはり危険だと。先生方は口をそろえて言うわけですよ。だけれども、実際にあれを改修するとなったら結構な金額がかかるということで、なかなか手がつけられていない。今回、耐震化のための設計業務そのものが取りやめになってしまっているのですね。一体これはどういう理由なのだとということで、説明をいただきたいなと思いました。

それから、最後に、23ページになりますが、社会教育施設費の洞爺湖芸術館の管理運営事業なのですが、残念ながら学芸員の方が1人お辞めになりましたよね。大した優秀な方だと私は思っているのですけれども、この後、例えば学芸員などの補充は考えていないのか。補正予算を見てもそういった内容のものが含まれていないような気がするのですけれども、その辺の考え方について伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 5件ほどお願いいたします。

野呂総務課長。

○総務課長（野呂圭一君） それでは、私のほうから、まず土地の売却収入の2筆の件でございます。こちら個人情報も交えますので、概要だけで説明させていただきますと、青葉町の土地につきましては、民地に隣接しております河川敷の河川用地が一部残っておりまして、そこを購入したいということでの売却で、成香につきましては、農地に隣接している一部に残地のような小さな土地がありまして、そちらを購入したいということでの売却となってご

ざいます。

次に、ホームページの改修でございます。私のほうからは、現状のホームページのお話をさせていただくのですが、議員ご指摘のとおり、伝えたいこと、知りたいことといったものがなかなか探しづらい、町の特徴も出ていないというご指摘でございますが、こちらのホームページも、ちょっと古くなってございまして、なかなかそういったところの発信ができておりませんので、ご指摘のとおり、外部との一番窓口というか門というような位置づけになりますので、何とか令和5年度で改修の予算要求をさせていただきながら、知りたい情報をしっかりと伝わるようなホームページに改修してまいりたいと考えてございます。

また、LINEにつきましては、昨今は小中学生から高齢者まで使っている、本当にインフラぐらいのSNSになっているかと思います。こちらについては、洞爺湖町においては町としてのLINEアカウントを一つ持っているのですが、ご指摘のとおり、情報があまり発信されておらず、またチャットボットの質問を入れるとロボットが答えてくれるような仕組みもあるのですが、こちらの情報についても充実していないというところで、大変ご迷惑をかけているのかなと思っております。

今後については、各課の協力を得ながら情報を充実させて、LINEがしっかりと町民の皆様であったり、外部の方々に情報を発信できるような情報量を持つような形で進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） 私のほうから、7ページの歳入と21ページの歳出の部分での洞爺中学校の非構造物落下防止対策の関係でお答えしたいと思います。

今回、当初は、つり天井の部分含めて非構造物落下物、いろいろなスピーカーとかという細かいものも含まれるのですけれども、そういうものの改修をやろうという形で予定しておりましたけれども、工事費が出た段階で約6,000万円程度の部分が出てきています。そのほかに雨漏りもしている部分がございまして、その辺も合わせると1億円近い金額になると。そのほかに非構造物落下ではないのですけれども、設備のほうでオール電化的な学校となっておりまして、高圧の設備のほうでも不具合が出てきていて、一部漏電等が発生しているというような状況が出てきております。

その中で全てを一度にやるのはもちろんなかなか難しいということで、優先順位をつけてやっていきたいという形で、決してやめたというわけではなくて、今年できるものも少し、小さいものでもスピーカーですとか投光器とかといった部分のものもやりながら、優先順位をつけてやっていきたいという形で、今年度は減額補正させていただいたというような形でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 佐野洞爺総合支所長。

○洞爺総合支所長（佐野大次君） 23ページ、洞爺湖芸術館の運営の関係でございます。

当町の芸術館の学芸員につきましては、10 月末をもって退職となっております。その後の運営につきましては、11 月末までの開館につきましては、現行体制により開館を続け、特別展等の借用している作品についても無事返却を終えているところでございます。

また、次年度、4 月以降の体制につきましては、現在、事務委任を受けている総合支所並びに設置者であります教育委員会とも現在調整を進めているところであり、学芸員の関わり、採用も含め調整をしているところでございます。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長（原 信也君） 産業のほうからホームページの改修の件で、15 ページに出ている地域振興事業のホームページ改修業務委託料につきましては、ホームページ全体の改修というわけではございません。産業のほうで担っている町長の公約にもある未来フォーラムというか、移住・定住者の意見を聞くという部分で、ホームページのほうに町長へ直接意見、メッセージ、これは在住者の方も受けられるようにという形でのホームページの改修委託料として計上したものでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） 分かったところもあるのですが、順番から言いますと、15 ページの商工費の関係で、ホームページの改修業務ということなのですが、どうなのでしょうね、今、総務課長が言われたように、全体的にホームページの中身を検討しないと、継ぎはぎだらけの内容になるとなのおこと分かりにくくなるというのか、ごちゃごちゃして、それこそ知りたい情報もなかなか知れない。もしかしたら、意見を投稿できるというか、チャットか何かで入るような形なのか分かりませんが、そういう意味でいうと、もう少し全面的な、今の町のホームページの様式を見直しして、本当にほかの町なんかでも取り組んでいるような内容を含めて検討する必要があると思います。

もう一つ提案は、町の L I N E のことを話しました。私、いつも町で広報、街頭での放送ありますよね。あのときに聞こえないので、ホームページを開いて聞こうとするのですよ。そこにたどり着くまでに結構時間がかかるのです、実は。例えば L I N E で今流れている放送の内容を L I N E に出していただくと、L I N E を登録している人はすぐ見るわけですよ。そういう意味でいっても、L I N E の活用というのはまだまだ私はできると思うのですよね。そういうふうに時々思いついたように情報をするのではなくて、もっと有効な形で活用することが大事なかなということを一つ提案させていただきたいと思います。

それから、中学校の体育館の私もつり天井を見たり、それからバスケットボードですか、今ああいうものはもうなくなっているそうです、つり上げて、上からつるしているなどというのはね。ああいうものはいずれこの先いつ部分的にでも落下するか分からない、特に子どもたちの安全を考えたときに、早く改修しなくてはいけないなと思います。それはお金はかかると思うのですが、改修するためには当然実施設計しないと駄目なわけでしょう。実施設計して、そして実際にどういう点での改修が必要か、どのくらいかかるか、それをどの

くらいの年度で直していくのかということも含めて考えるのに、出発点となる実施設計がストップしてしまっていたのでは、私はいつになっても改修できないと思うのですよね。

その辺の考え方、僅か 297 万円ですか、改修費にはそれは何億かかるかよく分かりませんが、けれども、この費用をかけないで、実施設計をしないまますぐ改修はできないわけですから、こんなところにどうしてこんなにけちるのかなと私は思うので、改めてこの点で質問させていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） ホームページのほうの件だけ、私のほうから答弁させていただきますと、まさしく議員おっしゃるとおり、トップのほうから知りたい情報といいますか、特にパブリックコメントなんかも私も見ているのですけれども非常に見づらいつと。全面的にホームページを更新するとかなり費用もかかるので、そうではなくて、羅列的なものもレイアウトの部分を変えていけばいいのかなと思っております。

それと、今ご提案ありました L I N E ですが、実はこの間、町村会が東京でありまして、全国に町村長は 926 名いるのですけれども、データを調べますと、フェイスブックとインスタグラムをやっている首長は 4 割ぐらいいるということで、私もやっているのですけれども、自分もやっている分にはあれなのですけれども、もっと一生懸命やっている北海道内の場合ですと、例えば七飯町ですとか当麻町ですとか、あるいは江差町とか、そこの首長もそうなのですけれども、役場の形で L I N E で、あるいはフェイスブックで 1 週間に 3 回ぐらい更新しているのがありまして、そういった点で今ご指摘ありましたので、特に L I N E については非常に使い勝手がいいものですから、ホームページを大きく変えるとなるとかなり費用がかかりますので、L I N E での情報発信というのは、今後しっかりと庁内で町長部局で検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 高橋管理課長。

○管理課長（高橋謙介君） つり天井の実施設計をやめるというわけではなくて、今年度はちょっと見合わせていただくというような形でございます。いろいろな部分での危険度というところが、非構造物以外にも高圧の設備とかというところでも出てきております。優先順位をつけるには、やはり実施設計をやってしまうと工事という形になってございますので、それを実施設計だけやって工事は数年後というふうにならないこともありますので、その辺で今年度は減額補正させていただいて、できるところをまずやっていくというような形で予算づけをしていきたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 48 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第 7 号)についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第 7 号)については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 49 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 13、議案第 49 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 続きまして、議案書の 23 ページをご覧くださいと思います。

議案第 49 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)でございます。

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 16 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 9,333 万 2,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細によりご説明をさせていただきます。

4 ページ、5 ページ目をお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

2 款道支出金 1 項道負担金 1 目保険給付費等交付金の増額は、未就学児均等割部分のシステム改修に伴う交付金によるものでございます。

続きまして、6 ページ、7 ページ、歳出でございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の 2 節から 4 節の増減額は、給与費及び支給割合の改定等によるもの、18 節の北海道クラウド負担金の増額は、未就学児均等割部分の事業状況報告システム改修に伴う負担金です。

10 款 1 項 1 目予備費で 30 万 5,000 円の減額でございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 49 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 50 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 14、議案第 50 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書 26 ページでございます。

議案第 50 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」によるとするものとさせていただきます。

詳細につきましては、事項別明細書の 3 ページ、4 ページをご覧ください。

歳出のみでございます。

1 款公共下水道費 1 項下水道管理費 1 目一般管理費の 2 節から 4 節の増減額は、人事異動、給与及び支給割合改定によるもの、17 節の増額は公印の購入によるものです。

2 款 1 項公債費 1 目元金の増額は、過疎対策事業債に借換えを行うことに伴うものです。

3 款 1 項 1 目予備費で 227 万円の減額となっております。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 50 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 51 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 15、議案第 51 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書の 28 ページをお開きください。

議案第 51 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）でございます。

令和 4 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」によるとするものでございます。

詳細は、事項別明細によりご説明いたします。

3 ページ、4 ページをお開きください。

こちらも歳出のみでございます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、一般管理事務事業の 2 節から 4 節の増額は、給与及び支給割合改定によるものです。

4 款 1 項 1 目予備費で 12 万 5,000 円の減額となっております。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 51 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 52 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 16、議案第 52 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第 4 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 続きまして、議案書の 30 ページでございます。

議案第 52 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第 4 号）でございます。

第 1 条、令和 4 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 3 条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。補正額は、歳入歳出とも 156 万 9,000 円の増額補正でございます。これに伴いまして、予定額の合計を収入、支出とも 2 億 5,910 万円とするものでございます。

第 3 条、予算第 4 条の本文中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を 8,118 万円に改めるものでございます。資本的支出で 26 万 7,000 円を増額補正し、予定額を 2 億 3,799 万 2,000 円とするものです。

31 ページ、第 4 条です。予算第 7 条に定めた経費の金額を 74 万 5,000 円増額するものでございます。

詳細は、補正予算に関する説明書でご説明をいたしますので、5 ページ、6 ページをお開きください。

収益的収入では、1 款水道事業収益 2 項営業外収益 1 目水道利用加入金で 156 万 9,000 円の増額です。これは、50 ミリメートル 1 件、25 ミリメートル 1 件、20 ミリメートル 1 件の水道利用加入金の増によるものでございます。

収益的支出では、1 款水道事業費用 1 項営業費用 1 目原水及び浄水費で 474 万 5,000 円の増でございます。これは電気使用料及び料金高騰に伴う動力費の 400 万円の増及び人事院勸

告に伴う職員給料等の 74 万 5,000 の増によるものでございます。

1 款 4 項 1 目予備費で 317 万 6,000 円の減は、財政調整でございます。

6 ページになります。

資本的支出では、1 款資本的支出 4 項 1 目国庫補助金返還金で 26 万 7,000 円の増でございます。これは、令和 3 年度に実施した入江地区の配水管布設替工事実施設計業務の補助金に係る消費税相当額を返還する事務手続を行うものでございます。

以上、ご提案いたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 52 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算(第 4 号)についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号令和 4 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算(第 4 号)については、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 17、意見書案第 9 号物価高騰からくらしと経済を立て直す施策を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

立野議員。

○5 番（立野広志君） それでは、意見書の提案を読み上げて提案させていただきます。

意見書案第 9 号。

令和 4 年 12 月 12 日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、立野広志。提出議員、今野幸子。

物価高騰からくらしと経済を立て直す施策を求める意見書（案）について。

会議規則第 9 条第 2 項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大

臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣。

本文を読み上げます。

物価高騰からくらしと経済を立て直す施策を求める意見書（案）。

物価高騰が止まらず、8月の消費者物価指数は、消費税増税の影響があった月を除けば、30年11か月ぶりの大幅上昇となった。物価高騰に賃金の引上げが追いつかず、実質賃金は5か月連続前年同月比マイナスである。日本の実質賃金は平成9年(1997年)をピークに低下し続け、国民は困窮を深めている。

岸田文雄政権は10月28日、物価高騰への対応などを柱とする総合経済対策を閣議決定した。しかし、その内容は国民生活を苦しめる物価高騰に対し、極めて不十分で一時しのぎのものである。長期にわたって賃金が上がらない状態を抜け出す対策が求められているが、岸田首相は「構造的賃上げ」と言いながら具体策を示していない。物価高騰対策も、既に実施しているガソリン補助金に加え、電気料金やガス代の負担軽減が盛り込まれたが、個別品目の支援策では限定的、部分的支援にとどまり、足元の物価高騰に対応することはできない。

政府の物価対策について、約7割が「期待できない」「評価しない」と回答している世論調査もある。

信用調査会社による飲食料メーカー105社の調査結果、11月833品目が値上げされ、2022年中に2万品目を超え生活を直撃している。燃油、原材料、肥料等の価格上昇で、小売り・サービス業など中小零細事業者、農業などは事業継続が危ぶまれている。

さらに、物価高騰の中で年金支給額を引き下げ、高齢者の医療費負担を増やしたことも国民生活を苦しめることとなった。

物価高騰で苦しむ国民生活を守るのは、政府の責任である。

よって、政府においては、国民生活を守る物価高騰対策として、下記の事項について取り組むよう、強く要望する。

記。

1、賃金を引き上げるために、中小企業の社会保険料を軽減するなど、中小企業が賃上げしやすい支援を行うこと。保育・介護・障害などのケア労働者の賃金を、全産業平均水準に引き上げること。生涯賃金で1億円と言われる男女の賃金格差を是正すること。

2、約100の国・地域で消費税（付加価値税）の減税を実施しているように、全ての物価を引き下げ、中小企業の負担軽減となる消費税の減税を行うこと。

3、国民の暮らしを支える社会保障の充実や教育費の負担軽減を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年12月12日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「あり」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、次に、原案に賛成者の発言を許します。

8 番、今野議員。

○8 番（今野幸子君） 意見書案第 9 号物価高騰からくらしと経済を立て直す施策を求める意見書（案）に賛成の立場から討論します。

物価高騰は、国民全体の生活を苦しめています。経済的に弱い世帯にとっては死活問題とも言えます。この状況下において、年金が下がり、若い人たちは働けど働けど生活は楽にならない、賃金が上がったとしても物価高騰に追いつけない、実質、賃金は下がり続けています。内閣府が調査した消費者心理は、「弱い動きが見られる」と言われたものが「弱っている」と下方修正されるほどです。コロナで打ちのめされて、その上この物価の高騰、それともどちらもいつまで続くか分からない、先行きが見通せません。

子育ての中で、困窮世帯のアンケートでは、高校生の 2 割が志望校を諦めたと回答しています。また、暖房をつけていないが 73%、栄養が取れない 70%、参考書が買えないなど我慢することが多い。政府は未来のある子どもたちの将来さえも奪いかけています。大企業優先の政府の政策では、国民の生活を支えてきた小売業やサービス業、そして中小企業、零細企業、農民、魚業は、苦しめられるばかりです。生まれてすぐの赤ちゃんのおむつ、ミルク、産着の全てにかけられている消費税、それに加え、2 万品目が値上げ、または値上げ予定が上げられています。

こうした中、政府の物価対策は、ガソリンや電気、ガス代の負担の一時的な軽減、限定的なほんの一部の支援にとどまっています。2 万品目を超える全ての値上げ、しかも困窮者に効果的なものは消費税を下げることです。また、子どもの教育費を削るということは、日本の将来に希望が持てなくなってしまう。

そのためにも、賃金を引き上げるために中小企業の社会保険料を軽減するなど、中小企業が賃上げしやすい支援を行うこと、保育・介護・障害などのケア労働者の賃金を全産業の平均水準に引き上げること、生涯賃金で 1 億円と言われる男女の賃金格差を是正すること、約 100 の国・地域で消費税（付加価値税）の減税を実施しているように全ての物価を引下げ、中小企業の負担軽減となる消費税の減税を行うこと、国民の暮らしを支える社会保障の充実や教育費の負担軽減を早急に行うことは必要であると考えます。

このことから、意見書案第 9 号物価高騰からくらしと経済を立て直す施策を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（大西 智君） これで討論を終了いたします。

これから、意見書案第 9 号物価高騰からくらしと経済を立て直す施策を求める意見書（案）

についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(大西 智君) 起立少数です。

したがって、意見書案第9号物価高騰からくらしと経済を立て直す施策を求める意見書(案)については、否決されました。

◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(大西 智君) 日程第18、意見書案第10号インボイス制度導入の延期(中止)を求める意見書(案)についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

立野議員。

○5番(立野広志君) それでは、読み上げて提案させていただきますが、この提案については、伊達の市議会においても可決成立した内容でありますので、最初に一言付け加えておきます。

それでは、意見書案第10号。

令和4年12月12日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、立野広志。提出議員、今野幸子。

インボイス制度導入の延期(中止)を求める意見書(案)について。

会議規則第9条第2項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣、総務大臣。

それでは、本文を読み上げます。

インボイス制度導入の延期(中止)を求める意見書(案)。

来年10月からの消費税のインボイス(適格請求書)の実施に反対する声が大きく広がっている。インボイスを発行するため課税業者になっても深刻な負担増となり、免税業者のままでいた場合でも営業・くらしは深刻な事態に陥ることは明らかである。制度の影響を受けるのは、小売店・飲食店・町工場などの中小零細業者、農民、個人タクシー・理美容業者・一人親方などあらゆる個人事業者、電気ガスの検針員や文化・芸術関係のあらゆるフリーランスなど多岐にわたり、1000万人に及ぶ可能性があると言われている。

日本商工会議所は、「約500万者ある免税事業者が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があり、システムの変更や新たな事務など事業者にとって多大な負担が生じる」と訴え、「政府は事業者への影響の可能性を検証するとしているが、こうした検証は行われていない」と批判。インボイスの導入は当面の間、凍結を求めている。

日本出版社協議会はインボイス制度の中止を求める声明を出し、日本アニメーター・演出

協会理事会も反対を表明、日本税理士連合会は見直しと実施の延期を要求している。シルバー人材センターも、会員への適用を除外することを求めている。

「インボイス制度を考えるフルランスの会」が呼びかけた電子署名が 10 万人を超え、「インボイス制度が導入された場合」、25%が「廃業する可能性がある」「廃業することを決めている」と答え、20 代が 40.6%、30 代が 36.7%と全体の約 8 割を占めている。声優有志でつくる「VOICTION」の実態調査でもインボイス制度の導入によって 2 割以上が「廃業するかもしれない」と回答している。アニメ、声優業界ともに同じ様な結果が出ており、仕事と将来への希望を奪うことにつながり、断じて許されない。

コロナ危機から営業と暮らしを立て直そうと必死に努力している事業者、フリーランスの人々に、インボイスの導入の追い打ちをかけることはやめるべきである。

よって、国においては、全国商工会議所はじめ、多くの諸団体、国民の声を真正面に受けとめ、インボイス導入を一旦立ち止まり延期（中止）することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 4 年 12 月 12 日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上、よろしくお願いします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「あり」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8 番、今野議員。

○8 番（今野幸子君） 意見書案第 10 号インボイス制度導入の延期（中止）を求める意見書（案）に賛成の立場で討論させていただきます。

多くの方々が現在出されているインボイス制度に反対されているように、免税業者は課税業者となり、インボイス発行業者として登録しても、また免税業者のままでいても、どちらにしても負担増となり、深刻な事態に陥らせられるような制度です。それでなくてもコロナや物価高騰で危機に陥っています。

インボイス制度の影響は劇団や楽団、インストラクター、そして課税業者とつながる小売店や飲食店、農家とつながる畜産ヘルパーやシルバー人材センター、個人獣医や肥料などの販売店、数え切れない業者の個人に広がっています。取引先が廃業に追い込まれることにより今までに仕入れられていたものが手に入らなくなるなど、課税業者にも影響が及ぶことが考えられます。20 代、30 代の若い人が 8 割を占めると言われた声優有志の調査、2 割以上

が廃業するかもしれない、将来に不安を持っていると言われています。

また、日本の食料、自給率は約 37%（農林水産省発表）と言われていますが、非常に低い状況です。それでも、必死に日本の食を守っている 9 割の農家が免税農家と言われています。政府は守るべき農家にも大きな負担を負わせようとしています。委託販売の多い農家では、農協など中間業者がインボイスに代わる書類を発行することができるという条件付の特例措置がありますが、しかし、それでは守ることはできないといった実態があります。また、子牛市場での取引は、この特例措置にさえも対象外とされています。免税繁殖農家から子牛を買う飼育農家、そして納税負担の増加が考えられることは明らかなです。

国民の生活を支えてきた多くの中小企業者、コロナや物価高騰で苦しんでいるところにこれ以上の負担を負わせることはできません。

免税業者を守るためにも意見書案第 10 号インボイス制度導入の延期（中止）を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（大西 智君） これで討論を終了いたします。

これから、意見書案第 10 号インボイス制度導入の延期（中止）を求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第 10 号インボイス制度導入の延期（中止）を求める意見書（案）については、否決されました。

◎意見書案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 19、意見書案第 11 号マイナンバーカード取得義務化につながる「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

立野議員。

○5 番（立野広志君） それでは、読み上げて意見書案の提案をさせていただきます。

意見書案第 11 号。

令和 4 年 12 月 12 日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、立野広志。提出議員、今野幸子。

マイナンバーカード取得義務化につながる「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める意見書（案）について。
会議規則第 9 条第 2 項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。
記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣。

本文です。

マイナンバーカード取得義務化につながる「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める意見書（案）。

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2022」は、2023 年 4 月から「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」、2024 年度中には「保険者による保険証発行の選択制」を導入し、マイナ保険証に切り替える誘導をおこない、これらを踏まえて「保険証の原則廃止」を目指しています。

保険証が原則廃止となれば、マイナンバーカードをもたない者は公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、「保険証廃止」は事実上、マイナンバーカードの取得義務化に限りなく近いものとなります。事実上のマイナンバーカード取得義務化により、マイナンバー制度とマイナンバーカードで管理している個人情報をも民間事業者が利活用することが広がります。個人に関する様々な情報（データ）を名寄せすることで、個人の人物像をコンピューター上などに「仮想的」に作り出すプロファイリングによって、国や企業が人々の選別の分類、等級化を進め、人権が侵害される可能性が危惧されます。マイナンバーカードの取得はあくまで任意です。マイナンバーカード取得強制につながる「健康保険証の原則廃止」方針の撤回を求めます。

「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」は、システム導入に伴う多額の経費や維持費の発生等、医療現場へ大変な負荷をかけることが懸念されています。コロナウイルス感染症への対応で逼迫している最前線の医療現場で、医療期間も患者も望んでいない義務化は撤回し、医療期間と国民が求めている医療体制の拡充にこそ力を注ぐべきです。

「健康保険証の原則廃止」につながる「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」を撤回し、すべての国民の個人情報を尊重、擁護し、真に国民生活を向上させるためのデジタル化を進めることを求めます。

よって、国においては「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」を撤回すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 4 年 12 月 12 日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「あり」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8 番、今野議員。

○8 番（今野幸子君） マイナンバーカード取得義務化につながる「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める意見書（案）に、賛成の立場で討論させていただきます。

昨年 10 月本格的に導入がされ、1 年が過ぎました。当初、メリットばかり宣伝されていましたが、思うように進まず、今ではマイナンバーカードを普及させなければ交付金を減らすとか、健康保険証を廃止するなど脅しに変わってきています。そのため、2024 年度末には運転免許までもが一体化しようとしています。

もしカードをなくしたら、今まで身分証を証明するものとして使われていた健康保険証もなく、運転免許証もなくなってしまう。また、再発行されるまでの間、病院にかかれるのか、そしてまた認知症の人はどうやって持つのか、施設に入っていて作れない人、障がい者の方々の対応はどうなるのか、いまだ決まっていないことが多分にあります。

マイナ保険証を利用するに当たり、情報の開示がされると、昔の健康状態から薬から健康診断といった現在に至るまでの情報が知られることになります。病気によっては、いまだに偏見を持たれるものもあり、ウイルス性肝炎では一部の治療が断られたり、高齢者施設の入居を拒まれたりなどで人に知られたくない情報も知られてしまいます。情報の開示は、開示をするか、しないかのどちらかしか選ばれません。

そもそもマイナンバーカードの取得は任意であり、取得したい人が取得する。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の 17 条の項に、そのものの申請によりそのものにかかる個人カードを交付すると書かれているとおりに、マイナンバーカードと健康保険証を一体化させ、保険証を廃止するなど命を人質に事実上強制するものは法律に反することです。

そのためにも、保険証利用に係るシステム導入についても、導入したいところでは導入、導入したくないところは導入しないことが本当であり、義務化にするべきではありません。

私はこのように考えますことから、意見書案第 11 号マイナンバーカード取得義務化につながる「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（大西 智君） これで討論を終了いたします。

これから、意見書案第 11 号マイナンバーカード取得義務化につながる「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第 11 号マイナンバーカード取得義務化につながる「健康保険証の原則廃止」と「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」の撤回を求める意見書（案）については、否決されました。

◎意見書案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第 20、意見書案第 12 号「学校部活動の地域移行」に関する意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

今野議員。

○8 番（今野幸子君） 意見書案第 12 号。

令和 4 年 12 月 12 日、洞爺湖町議会議長、大西智様。

提出議員、今野幸子。提出議員、立野広志。

「学校部活動の地域移行」に関する意見書（案）について。

会議規則第 9 条第 2 項の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、スポーツ庁長官、文化庁長官。

「学校部活動の地域移行」に関する意見書（案）を読み上げます。

スポーツ庁と文化庁の有識者会議は、持続可能な部活動と教職員の働き方改革に対応するため、公立中学校の部活動の休日の部活動を皮切りに、令和 7 年度を目処に段階的な「地域移行」を実施する内容の提言をまとめました。

スポーツ庁の有識者会議の提言後まもなく、全国市長会は「運動部活動の地域移行に関する緊急意見」を取りまとめ、多くの自治体に広がっている懸念の声に応えるよう、国の責任、移行期間、部活動の教育的意義、費用負担のあり方、スポーツ団体等の整備充実、スポーツ指導者等の人員確保、保険のあり方などに関する具体的な項目をあげ、政府にその措置を求めました。

日本の教職員の長時間労働の実態は世界的に見ても異常であり、早急な対応が求められることから、この度の「地域移行」は一つの選択肢として理解します。しかし、国はこれまでも部活動を学校教育の一環として位置付けてきました。それは、生徒の自主的な活動である部活動が、教育基本法が目的と定める「人格の完成」において重要な取り組みだからです。

本議会は、全国市町会の緊急意見に賛同の意を表明するとともに、文化系部活動に関しても同様の措置を求めると同時に、国において下記の事項についての特段の措置を求めます。

記。

1、部活動の地域移行に関しては、当事者である子ども、教職員、保護者等の声を十分に

聞き、それぞれの地域の実情に合わせて進めること。

２、「人格の完成」に値する豊かな学校教育を守り、教職員の負担軽減を進めるためにも、部活動を含む全ての業務を勤務時間内に収める取り組みも推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 4 年 12 月 12 日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、大西智。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「あり」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番、千葉議員。

○7 番（千葉 薫君） 一般質問でこれに関わったものですから、文章の中でもちょっとあるのですけれども、その下の記というところで、1 番目で済めばよかったのですが、学校部活動の地域移行に関する意見書の（案）に 2 番はそぐわないというような感じがしています。

1 番だけでしたら賛成してもよかったかもしれませんが、2 番目に関してはずっとありまして、「学校教育を守り、教職員の負担軽減を進めるためにも、部活動を含む全ての業務を勤務時間内」ちょっとこの辺の文章が部活動だけでなく全般にも入るような文章であるので、ちょっと賛成し切れないということがあるものですから、私はこの意見書案に反対いたします。

○議長（大西 智君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5 番、立野議員。

○5 番（立野広志君） 私は、意見書案第 12 号に賛成の立場で発言をしますが、スポーツ庁が主導する運動部活動の地域移行に関する検討会議というのが 6 月 6 日に提言されました。公立中学校の休日の部活動を地域の民間クラブなどに移す提言で、スポーツ庁が主導する有識者会議が出したものです。

平日の活動についてもできるところから地域移行をと提言しているのですけれども、実は、まずは休日の運動部活動から段階的に地域移行することを基本にするように提案して、令和 7 年度までにこれを完成させるという期限を決めての提言であります。2023 年度にスタートさせ、25 年度末までの 3 年間を改革集中期間として定めて、移行するように求めているものです。平日の活動の地域移行についてもできるところから取り組むとしているのですが、しかし、そのための予算措置や体制の保障というのはありません。

そもそもスポーツ庁が主導する有識者会議がなぜこれを議論することになったかという、教職員の働き方改革から生まれているのです。教職員が部活動を担当することは、大きな負担となっていると。だから、これを地域に委ねなければならないということで、期限を決め

て、それまでに地域でできるようにしなさいということなのです。

ところが、今言いましたように、そのための予算措置や体制の保障というのは全くされていないのですよ。関係者からは、民営化による部活動の有料化とか、あるいはそれによる保護者の自己負担増などの混乱と、さらにこの取り組み自体が今回初めてではなくて、もう既に一度国のほうでは政策化されたのですが、結局それも失敗しました。それは様々な混乱が生まれた、自己負担のこととか、指導者がなかなか確保できないとか、様々な問題があつて、既に破綻しているのです。

国は、教職員の働き方改革として部活動を校外に移してということしか実は考えていない。予算措置もなければ、体制の支援もないという状況の中で、期限を決めてこれを実施するというのは問題だということで、様々な教育関係者や、あるいは団体などから、要は、教職員、保護者等の声を十分に聞いて、それぞれの地域の実情に合わせて進められるようにすべきだということや、国が教職員の負担軽減と言うけれども、実際にそれだけで教職員の負担軽減になるわけではないのだということを訴えているわけです。全く関係ない話ではありません。そのことを十分に考えていただきたいと思います。

ということから、この意見書案について賛成といたします。

○議長（大西 智君） これで討論を終了いたします。

これから、意見書案第 12 号「学校部活動の地域移行」に関する意見書（案）についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（大西 智君） 起立少数です。

したがって、意見書案第 12 号「学校部活動の地域移行」に関する意見書（案）については、否決されました。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から来年 3 月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 4 時 11 分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員